

# 開発協力適正会議

## 第62回会議録

令和4年4月26日（火）  
（ハイブリッド開催（対面・WEB））

### 《議題》

#### 1 報告事項

- (1) 軍関係者がかかわった事業の報告
- (2) 令和3年度（2021年度）ODA 評価（第三者評価）の概要及び令和4年度（2022年度）ODA 評価（第三者評価）対象案件の報告
- (3) JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定

#### 2 新規採択調査案件

- (1) インドネシア「海上保安能力強化計画」（無償）
- (2) フィリピン「フィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点整備計画」（有償）
- (3) イラク「サマーワ上水道整備計画」（有償）
- (4) ジブチ「経済社会開発計画」（無償）

#### 3 事務局からの連絡

#### 別添 委員からのコメント一覧

## 午後 3 時 0 0 分開会

- 弓削座長 皆様、こんにちは。それでは、第 6 2 回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。

今回の適正会議は、オンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れなどがあれば、随時御指摘願います。

また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしています。

## 1 報告事項

### (1) 軍関係者がかかわった事業の報告

今回は年度当初の適正会議であるため、毎年報告させていただいている、軍関係者が関わった事業の報告と令和 3 年度 O D A 評価、これは第三者評価ですが、その概要及び令和 4 年度 O D A 評価対象案件の報告につき、冒頭、外務省の説明者から報告をお願いします。その後、J I C A から J I C A 環境社会配慮ガイドラインの改定につき報告をお願いします。

まず、軍関係者が関わった事業につき、外務省の説明者から報告をお願いいたします。

- 説明者 ありがとうございます。私から、軍関係者が関わった事業につきまして 2 点ご報告申し上げます。

1 点目は、令和 3 年度に決定された軍関係の O D A 案件のうち、案件形成後に軍関係の参加が判明いたしました案件等の報告です。2 点目は、開発協力大綱の「軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避」の原則が遵守されているか、モニタリングを行った案件の報告でございます。対象となる案件については、お配りしております別紙の対象案件一覧表に記載されているとおりでございます。

まず、1 点目に関する報告対象ですが、2 1 件ございまして、案件形成後に結果として研修等への軍関係者等の参加があった案件として 1 9 件ございました。それに加えて、既に過去の適正会議において報告済みの案件と同様な案件であるため、事後報告とした案件が 2 件ございます。この 2 1 件、いずれの案件につきましても、協力の趣旨・目的。それから、対象主体。加えて、内容・効果といった観点から検討を行いました結果、軍事利用回避原則に照らして問題ないと判断いたしました。

具体的に申しますと、案件一覧表及び案件概要表のとおりでございますが、例えば

空港の安全整備プロジェクト、気象レーダー活用や海洋環境保全に係る油防除対応のための人材育成、海難救助・海上犯罪の対応能力強化を目的とした協力に、国軍の関係者や形式上国防省の傘下にある組織の職員の参加があった例が挙げられます。

続きまして、２点目のモニタリング結果でございますが、大使館及びJICA事務所を通じまして昨年度モニタリングを実施した１５件のいずれについても、軍事利用回避が遵守されていることを確認いたしました。

私からは以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

では、松本委員。

○ 松本委員 松本です。前回欠席いたしましたので、精力的に質問させていただきたいと思っております。御勘弁いただければと思っております。

ありがとうございました。まず第１に、やはりこういう機会にこうした資料を用意していただいて報告をいただくこと自体、大変大事なことだと思っております。そこについては本当にこれからも続けていただきたいと思いますと感じております。

私からは少し質問というか、議論になってしまうかもしれませんが、昨今、ロシアのウクライナ侵攻をめぐっても、これはODAではありませんが、軍装備の関係の議論がなされているのは御承知のとおりだと思います。この際にやはり議論になるのは、確かに開発協力大綱上は軍に対してということですが、そもそも軍に対してでなくても軍事転用可能なものはたくさんあるという議論はなされていて、それを言い始めたら切りがない。車だって出せなくなるねという議論ももちろんあるわけで、そういうときにモニタリングをされているのがすごくいいと思う一方、この軍に対して供与したものが軍事目的ではないかどうかという目的でモニタリングされる趣旨は大綱運用という意味では理解しますが、一方で、そうではないけれども、軍事転用されていないだろうかというチェックを可能な範囲でできないかどうかについて御質問させていただきたいということです。

よろしくをお願いいたします。

○ 弓削座長 それでは、説明者からお答えをお願いいたします。

○ 説明者 松本先生、御質問ありがとうございます。

御質問の件、これまで私ども、相手国の軍または軍籍を有する者が関係する案件に限ってモニタリング報告といったことをしてきたけれども、その対象を広げるもののいかにについて御質問があったのだらうと思っております。

もちろん、私どもは開発協力大綱を持っておりますので、その趣旨に照らした実施ということで先方政府ともE/N上の縛りもかけてやっておりますので、実態としてはそういったことはしっかり現場で行われていることが前提としてあろうかと思いません。その上で報告ですとか、あるいはモニタリングということになりますと、円滑なODAの執行という観点も考えた場合に、先生のおっしゃっている御趣旨はよく分かるものの、どこかで線を引く必要はあるのだろうと思っております。今後、いろいろ論点は新しく出てくるかなとは思いますが、現時点において今の相手国の軍・軍籍を有する者は適切な一つの線の引き方なのかなとは思っております。ただ、御意見はよく拝聴させていただきます。

ありがとうございます。

- 弓削座長 ほかに。  
課長、どうぞ。

- 山崎課長 ただいまの説明で補足をさせていただきます。

ここの報告の対象として特に注目させて御報告させていただいたのは先ほど上田から御説明させていただいたとおりでございます。それに加えて、案件の実施、事後のモニタリング、これは軍対象者か、軍に関わっている者かいかんにかかわらずやってございまして、現地のJICA事務所または大使館の人がモニタリングをしています。その中で、例えばこの報告リストの中にもありますとおり、これは軍関係者が関わるようになったのだというのが分かって、この事後報告に載っている形になってきますので、先生がおっしゃるように、ちゃんとモニタリングしている体制なのかということについては、私ども、そこは幅広くやった上でこのリストができてきているという認識でございます。

- 弓削座長 山崎課長、補足説明ありがとうございます。  
よろしいでしょうか。

- 松本委員 ありがとうございます。

今の山崎課長の話で、非常に全体像の中での位置づけが分かりました。ありがとうございます。

- 弓削座長 あとはよろしいでしょうか。  
では、西田委員。

- 西田委員 御報告ありがとうございました。私も毎年4月にこれを報告されるのは非

常に重要だなとも思っております。

注意深く見たいと思っておりますが、ざっと拝見したところ、昨年、フィリピンに対してODAで供与した災害救援キットという自衛隊で使用しているものですが、これはフィリピン軍に対する供与で、これは対象としてなっていない。それはなぜかという、恐らくプロジェクト型ではないからという理解でよろしいのでしょうか。

というのと、もしこうであるとしたら、恐らく、この会議そのものの趣旨として、やはり適正性を確保していくためには必ずしもプロジェクト型のものでなくても、それを含めて御報告いただいたほうが国民に対して説明、全体像が見やすいのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○ 弓削座長 お答えは、では、植野局長、どうぞ。

○ 植野局長 もしかしたら理解が間違っているかもしれませんが、今、西田先生がおっしゃったフィリピンの軍の、たしか防災というか、災害救助ユニットみたいなところに防災関係の機材を供与した案件で、そのときの説明の場に私がいたかどうか、定かではないですが、これは防災・災害救助関係にしか使わないのだという約束をしっかりと取り付けて、そのユニットもほかの、例えば軍の実戦部隊みたいなところと一緒に活動しないことも確認した上でたしか供与したと思うのですが、そういう意味では供与するときから、この開発協力大綱の軍事的用途や国際紛争助長への使用の回避の原則が問題になることが明らかだったので、まさにその問題点と、それを回避するためにどういう対応を取っているかということをお場で御説明して皆様から御承認いただいた。

今日御報告しているのは、案件形成をした段階では我々としてもこういうことが起こり得ることに必ずしも気がついていなかったけれども、実際に案件ができて使われ始めたら、例えばネパールの空港で、民用空港だと思っていたら実際には軍の利用も、ネパールの空軍は実は飛行機を少ししか持っていないので、利用実績も少ししかないのですが、軍の飛行機も飛んでいました。そういうものが事後に分かったので、きちんと報告しています。こういう立てつけなので、私の理解がもし間違っていなければ、フィリピンの話については最初からむしろきちんと御報告して御議論いただいているので、今日は入っていない。こういうことだと思います。

○ 西田委員 そうすると、いずれ、このモニタリング実施案件に入ってくるということ。

○ 植野局長 もちろん、いずれ、モニタリングをきちんとします。

○ 西田委員 分かりました。ありがとうございます。

○ 植野局長 あと、ついでで、いつも私ばかりしゃべって申し訳ないのですが、さっきの松本さんの質問に答えると、やはり何が軍事目的に使われたか、さっきまさにおっしゃいましたが、すごく難しく、極端な場合、道路を造りましたというものだって、その国で戦争が起こって、その道路の上を軍の車両が通ったら軍事目的に道路を使ったのではないとか、鉄道を造って、その鉄道をたまたま、日本の自衛隊でもあると思いますけれども、演習に参加する部隊の装備品を運ぶのに貨物列車を使いましたと言ったら、それも軍が使ったではないかというものがあるので、言い始めたら切りがないし、そこまで駄目だと言うと、本当にできることは極めて限られてしまうので、やはり合目的にというか、本当に日本が援助したことによって相手の軍事力の行使を助長してしまった、あるいは本当に直接的に助けてしまったものは駄目だと思いますが、そうではないものについて、どこで駄目という線を引くかというのはすごく議論の余地があると思うのです。

だから、一つはモニタリングをきちんとすることと、もう一つは、後から気がついたという、今、まさに御報告しているような案件を積み重ねていって、前もこういうことがあったけど今回のこれも後でこういうふうに使われる可能性はあるのではないのかという、もちろん、我々も意識しますけれども、先生方におかれても、前にこういうものがあったから今回は本当に大丈夫ですかという御指摘をいただくという、取りあえずはそういうことかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○ 弓削座長 では、松本委員。

○ 松本委員 ありがとうございます。

私も程度で、その程度はやはりこういう公開の場の中の議論の中でバランスが見えてくると思うので、植野局長がおっしゃったとおりだと思います。

あと、我々、研究しているような立場からすれば、やはりこういう一覧が出てくると、これは本当はどうだったのだろうかという次なるチェックをする人も存在することができるので、別に外務省側から出された何か比較的、政府寄りの答えがという批判を仮にしたとしても、案件名が出てくれば本当かどうかのチェックをほかの人もすることができるので、私はこのやり方でやっていこうという局長の考えは同意というか、賛成します。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

ほかに御発言はありますでしょうか。よろしいですか。

## (2) 令和3年度(2021年度)ODA評価(第三者評価)の概要及び令和4年度(2022年度)ODA評価(第三者評価)対象案件の報告

○ 弓削座長 それでは、続いて、令和3年度ODA評価の概要及び令和4年度ODA評価対象案件の報告について、外務省の説明者から報告をお願いいたします。

○ 西野室長 大臣官房ODA評価室の西野と申します。よろしく申し上げます。私からは令和3年度ODA評価の概要と令和4年度ODA評価対象案件の報告をさせていただきます。

まず、令和3年度ODA評価結果についてですが、お手元の資料の「令和3年度ODA評価(第三者評価)実施案件」と書かれた資料を御参照ください。

1ページ目を御覧いただければと思います。昨年度は5件、政策レベルの評価として東ティモール、ペルー、マラウイの国別評価と教育協力政策の評価。プロジェクトレベルの評価としては平成29年度対スリランカ無償資金協力「経済社会開発計画」の評価を実施いたしました。それぞれの評価の業務委託先、評価主任、アドバイザー等は資料に記載したとおりです。

資料の2ページ目以降が各評価の概要となっております。最初の東ティモールの例で内容を御説明いたしますと「評価結果のまとめ」に記載されておりますが、評価は開発の視点と外交の視点の2つの視点で実施しております。開発の視点では3つの評価基準(政策の妥当性、結果の有効性、プロセスの適切性)を設けております。それぞれ4段階でレーティングを行っております。また、外交の視点は外交的な重要性和外交的な波及効果という2つの評価基準で評価しております。

時間の制約もございますので個々の内容までは触れませんが、全体を概観いたしますと、政策レベルの評価。これは国別・課題別評価ですが、開発の視点からの評価はいずれも「極めて高い」ないしは「高い」の上位2つの評価でした。各国への協力、あるいは教育分野の協力において、開発協力大綱などの日本の上位政策や相手国の政策・ニーズに即した協力を実施していること、また、相手国の抱える開発課題解決に日本の協力が貢献していること、プロセスも適切に政策策定や実施が行われていることが確認されております。

外交の視点からの評価についても、いずれもODA実施の外交的な重要性が確認されて、ODAによって二国間の信頼や経済関係の強化、国際社会におけるプレゼンス向上等の波及効果が生まれていると評価されました。

プロジェクトレベルの評価について、こちらは評価方法を変更した初の評価でしたが、評価基準は2つで「計画の妥当性」と「結果の有効性」としております。プロセ

スの適切性、外交の視点といったものは、その両者に含めて評価しています。

この案件はスリランカのトリンコムリー港の港湾機能強化のための協力で「計画の妥当性」については、FOIP、質の高いインフラ輸出戦略拡大イニシアチブといった日本の政策と強い関連性が見られること。また、スリランカの国家港湾マスタープラン等の政策、開発ニーズとも合致しているということで「極めて高い」と評価されました。結果の有効性につきましては、目標として地域の経済社会開発、あるいは日系企業支援というものを設定しておりましたので、その達成は短期的には確認できないこと、また、一部の機材が、コロナの影響もあり、修理や必要な工事が未了であることから「一部課題がある」とされております。

提言についてですが、評価結果に基づく提言では、国別評価の3件全てで人材育成分野での支援に言及がありました。東ティモールでは、持続的な経済成長に必要な技能・専門職系人材育成の強化。マラウイでは、日本の比較優位を生かした草の根レベルでの人材育成の強化。ペルーでは、長期的人材育成につながる技術協力の継続が提言されております。

また、もう一つ、民間企業の活動促進のための取組、民間セクターとの連携強化についても全ての国別評価で提言されております。東ティモールやマラウイでは、投資環境整備のための法整備支援。また、ペルーでは、民間連携スキームのより積極的な活用ということが言及されております。

教育協力政策の評価では、既存の教育協力関係者のプラットフォームをさらに活用すること。あるいは政策の実施期間、達成の目安、目標の設定を行うことが提言されております。

無償資金協力事業、スリランカの「経済社会開発計画」では、ODAの透明性確保と国民の理解促進のために、プロジェクトの目的や背景についてのより積極的な情報発信、また、効果発現に向けたロジックの明確化が提言されました。併せて、このスキームが日本企業の海外展開を支援する有用なツールとなり得る可能性、そのための戦略的な検討が重要との教訓も示されております。

これらの提言は、外務省内、在外公館、JICAに共有し、関係部署で提言への対応を検討することとしております。来年度にはその実施状況を確認して、ODA評価年次報告書に掲載し公表いたします。

また、今回のお配りしたものは概要ですが、この報告書の全文は近日中に外務省のホームページに掲載する予定です。

以上が令和3年度ODA評価結果ですが、令和4年度、本年度のODA評価の対象案件は資料の最後、12ページにリストになっております。

今年度は、政策レベルで4件、プロジェクトレベルで2件を予定しております。

国別評価はラオス、タジキスタン、トルコの3か国を実施予定で、課題別評価は対象を検討中です。プロジェクトレベルの評価は、平成28年度と平成29年度に実施



いたしましたキューバの無償資金協力「経済社会開発計画」。この2件を評価する予定となっております。

私からの報告は以上になります。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、御意見・御質問があれば発言をお願いします。

道傳委員、どうぞ。

- 道傳委員 ありがとうございました。

調査の方法について教えていただきたいのですけれども、というのは、オンライン調査の実施がございまして、これはやはりコロナということで、通常とは異なる調査の方法であったということなののでしょうか。その場合はどういう格差が現れるのかどうかということも併せて教えてください。

- 西野室長 御質問ありがとうございます。

おっしゃるとおり、コロナの影響で残念ながら現地渡航ができない。従来は必ず現地渡航して、現地でのインタビューを行っておりました。ただ、今回は、一昨年度もなのですけれども、現地渡航を行わず、その代わりに、オンラインで関係者にインタビューすることを試みております。その結果、2年度実施した結果として、メリット、デメリット、双方あると感じておりました。オンラインを使うことによって、より多くの方々、多様な方々にインタビューができるメリットもございました。ただ、やはり評価者からは、現地に行かなければ感じられないような空気感、行って初めて分かることも多いということで、当然なのですが、渡航したいという強い要望が寄せられております。

メリット、デメリットを勘案しながら、今年度につきましては、まだ現地渡航ができるかどうか、状況を判断しなければいけない状況ではありますが、いずれにしても、オンラインのインタビューのメリットも非常に大きいものですので、それをうまく活用しながら、今後、よりよいやり方を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

- 弓削座長 ありがとうございます。

ほかに御意見・御質問はありますか。

では、松本委員。

- 松本委員 手短にしますけれども、ありがとうございました。

もちろん、DACの評価基準とか様々あって、国際的に決まっているものがあるの

は理解した上での御質問なのですが、例えばP D C Aの中のPに値するような開発協力適正会議で議論をさせていただいて感じることを、例えば具体的に言いますと、機材のメンテナンスの問題が毎回、案件概要書に出てきているわけで、つまり、いつも課題だと言って案件が出てきて、また課題だが出てきている。もちろん、過去の教訓を生かす目的からいけば、過去、そういう教訓があった、生かしましょうね、というのはいいのですけれども、仮に繰り返しているとするならば、やはり繰り返していること自体について考える必要があるのではないかと、この会議に出ていることだと思います。

それは、例えばすごく妥当性とか有効性とか適切性というロジックで議論するよりは、フレームワークで議論するよりは、もう少し違うような気がしていて、これまでの例えば課題別の評価にはあまりふさわしくないトピックなのかなとも思ってきました。しかし、こういう会議ですので、あえてそうしたこともこうしたODA評価の中に入れ込んでいただくことが可能であれば御検討いただきたいと思っていますし、私は今、そのことを挙げましたが、恐らく委員の中、あるいは議事録を精査すると、この会議の中で出てきていた、評価をしたほうがいいのではないかというトピックが抽出できるような気がしますので、今年度、令和4年度、まだ課題別評価が決まっていない。調整中ですから既に候補があるのかもしれませんが、令和5年度以降の検討課題でも構いませんので、そのようなことも意識していただければと思いました。以上です。

○ 西野室長 ありがとうございます。

簡単にレスポンスさせていただきますと、繰り返し同じような指摘が出てくるということについて、外務省の評価は政策レベルの評価が中心なので、どちらかというと今おっしゃったのは個別の事業に関する評価の話かと思えます。当然、政策レベルの評価に関しても繰り返し、少し質は違いますけれども、出てくる課題がございますので、そういったものを何年かごとにまとめて、こういうことがよく言われていますということを皆さんに情報提供する。そういった取組はしております。

また、個別事業に関して言いますと、外務省の中でもこういう一つ一つの評価結果を次に類似の事業をするときには参照していただくように働きかけをしておりますし、特にたくさん事業を行っているJICAでは、これはJICAのほうにいただくほうがよろしいかと思うのですが、よりそれを組織の中で回すように、次の改善につなげるようにということは試みていらっしゃるかと思えますので、そういった中で外務省のODA評価としてどういうテーマを選んで、何をしていくことが適切なのかというのは引き続き検討していきたいと思えます。

御意見ありがとうございました。

- 弓削座長 ありがとうございます。  
ほかに御発言はありますでしょうか。

### (3) JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定

- 弓削座長 なければ、続いて、JICA 環境社会配慮ガイドラインの改正について、説明者から御報告をお願いいたします。

- 説明者 JICA 企画部の柿岡と申します。よろしくをお願いいたします。私から JICA 環境社会配慮ガイドラインの改正につきまして御報告申し上げたいと思います。

JICA は、開発協力事業が自然環境や社会環境に与える影響を抑え、持続可能な開発が行われるよう環境社会配慮ガイドラインを定めております。このガイドラインは、有償資金協力、無償資金協力、開発計画調査型技術協力、技術協力プロジェクト及びこれに類する事業や関連する調査について、JICA が行う環境社会配慮の責務と手続、相手国等に求める要件を示すことにより、相手国等に対し、適切な環境社会配慮の実施を促すことなどを目的とするものでございます。今般、約 12 年ぶりに、前回は 2010 年でしたけれども、この JICA 環境社会配慮ガイドラインと異議申立手続要綱の改正を行いました。

この改正につきましては、この適正会議の場でも 2019 年 12 月の第 48 回、それから、2020 年 4 月の第 50 回でご説明申し上げた経緯がございます。本日は、この改正のプロセスが終了したことを踏まえまして、簡潔にご報告申し上げたいと思います。

改正のプロセスは、第 1 段階の運用状況に係るレビュー調査、第 2 段階の助言委員会による包括的検討、第 3 段階の諮問委員会での検討と、3 段階にわたって進めました。約 4 年のプロセスを経まして、2022 年 1 月にガイドラインと要綱を改正し、公布いたしました。今月、4 月 1 日から施行いたしまして、施行日以降、新たに要請を受けたプロジェクトに適用することになります。改正されたガイドライン、要綱や参考資料などは JICA のウェブサイトで公開されております。JICA は、JICA が設置する助言委員会から、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ながら、ガイドラインの適切な運用に努める所存でございます。

今回の改正におきまして、被影響住民に対する補償基準の公開などの非自発的住民移転の対応、現地ステークホルダーの参加や協議の際の重要な配慮項目の拡充など、社会配慮の強化も行っております。

なお、環境社会配慮の責任は相手国等で、JICA は支援と確認を行うという基本的な考え方や枠組みには変更はございません。助言委員会の関与や情報公開につつま

してもこれまでと同様に行われます。

改正されたガイドラインと要綱は、内外で説明や研修を行い、普及していきます。引き続き、このガイドライン／要綱の適切かつ有効な活用に尽力してまいりたいと考えております。今後とも御支援・御協力いただければ幸いです。

私からの御報告は以上となります。

- 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について、御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。挙手がないので、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

## 2 新規採択調査案件

### (1) インドネシア「海上保安能力強化計画」(無償)

- 弓削座長 それでは、新規採択案件について議論を始めたいと思います。

本日は、事務局から提示された新規採択案件であるインドネシア、フィリピン、イラク、ジブチの4件を扱います。まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。

最初の案件は、インドネシア「海上保安能力強化計画」です。外交的意義の説明に関しては案件概要書に記載されておりますが、強調すべき点や追加の説明などがあれば説明者から発言をお願いします。その後、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 外務省国別開発協力第一課長の竹端と申します。よろしくをお願いいたします。

インドネシア「海上保安能力強化計画」でございますが、本件の外交的意義につきましては、関連する御質問を委員の皆様からいただいておりますので、御質問への回答の中で御説明をさせていただければと思います。

それでは、早速、事前にいただきました御質問への回答に移らせていただきます。

- 説明者 ありがとうございます。JICA東南アジア第一課の福田と申します。それでは、事前にいただきましたコメントに順番にお答えさせていただきます。

まず、弓削座長からいただきました、1隻のみの供与で、どの程度の能力強化が達成されるのかという点につきましてお答えいたします。西田委員、松本委員からも同趣旨の御質問をいただいております。

現時点でBAKAMLAは十分な航続距離、堪航性及び速力を備えた中型の巡視船

を保有していないため、今回はそのようなスペックの巡視船1隻の供与の要請がありました。本件で供与予定の巡視船は、例えば海難救助対応や不審船を発見した際に機動的に対応する速力、海難事故が起こることが多い高波や強風への堪航性及び外洋への十分な航続距離も確保することが可能となることから、1隻であってもBAKAMLAの活動強化が期待されると考えております。

要請が1隻のみという点につきましては、船員数や燃料費といったBAKAMLAのキャパシティーの制約も踏まえたものであると理解しています。1隻の供与であったとしても本事業により、活動可能な海域が拡大されるなどBAKAMLAの海上法執行能力の強化が期待されておりますが、妥当性・効果の観点を含めて、協力準備調査で確認したいと考えております。

我が方としましては、巡視船の供与のみならず技術協力を含めてBAKAMLAを支援していく方針です。今後BAKAMLAの能力向上が進展していく中で、仮に船舶等の整備について追加的な要請があれば、無償資金協力予算の制約を踏まえて、円借款の活用可能性も含めて先方と協議して、検討していきたいと考えております。

続きまして、弓削座長からいただいた2番目の御質問で、BAKAMLAは複数の関連機関を監督調整するための能力をどの程度備えているのか、加えて、その強化のために技術協力を行うというのはどのような内容なのか、さらに「調整される」側である複数の組織の立場あるいは関係についても教えていただきたいという御質問をいただき、竹原委員、道傳委員からも同趣旨のコメントをいただいております。

こちらにつきましては、BAKAMLAは、2006年に設立された海上保安調整機構（BAKORKAMLA）が有していた調整機能に加えて法執行機能を含む機関として2014年に設立された、現在約800名の職員が属する機関になります。本年3月に新たな大統領令が署名され、BAKAMLAが正式にインドネシアの領海及び管轄海域における海上監視、保安及び法執行の調整機関として規定されたことにより、関係機関との調整機能を持つことが明確にされました。

同大統領令に基づいて、BAKAMLAは他の海上保安関係機関と調整し、今後、海上保安政策の策定、国家パトロール計画の策定、海上保安・監視チームの編成、合同監視の調整等を行う予定と承知しております。

インドネシアでは複数の関係機関が海上法執行の任務に当たっておりまして、御指摘のとおり、組織間の連携不足や所掌の重複・分散により、予算面や実務面で円滑な法執行が十分に行き届かないなどの問題点が指摘されております。今般の大統領令によってBAKAMLAが調整機関として明示的に規定されたことを受け、他の関係機関の様々な意見も踏まえつつ、今後、問題点解決に向けて、法制度等の整備・調整が行われる見込みです。こういった点について、詳細は協力準備調査で確認したいと考えております。

我が方としましても、BAKAMLAが関係機関間の調整機能を向上させることは

インドネシアにおける海上法執行能力の強化につながるものとして重視しております。このため、今後実施する協力準備調査においてBAKAMLAの調整機関としての能力や課題を具体的に確認するとともに、調整機能向上のためにどのような技術協力が必要かという点についてもBAKAMLAと意思疎通を図りながら検討していきたいと考えております。

- 説明者 続きます、竹原委員より、FOIPとの関係での御質問をいただいております。FOIPの関係国との協力、連携において、本件がどのような役割を果たし得るのか、将来の具体的な協力や連携の計画についての御質問と、それから、インドネシアのFOIPに対する考え方の御質問をいただいております。

FOIPの実現において、法の支配に基づく海洋秩序の維持・強化は重要であると考えております。アメリカがBAKAMLAに対しまして訓練センターを整備しており、また、オーストラリアは海上法執行能力向上プログラムを実施しております。今後、これらの国々との協力と連携を検討していきたいと考えておまして、随時協議を実施しております。本事業の成果をどう活用していくのかも含めまして、具体的な連携の可能性については、今後、協力準備調査を通じて検討したいと考えております。

インドネシアのFOIPの考え方につきましてですが、インドネシアは以前からインド太平洋の概念を提唱しておまして「インド太平洋に関するASEANアウトルック」について、これを起案して、ASEAN各国の賛同を取り付け、2019年に採択を実現させた実績がございます。今、申し上げたASEANアウトルックとFOIPは多くの本質的な原則を共有しておまして、日本とインドネシアの間では、これらの双方の実現に向けて、具体的な協力を進めていくことで一致しております。

- 説明者 続きます、JICA東南アジア第一課の福田です。

田辺委員からいただいた1番目の御質問、海上活動日数について、具体的な目標日数を教えていただきたいという点につきまして、宮本委員からも同趣旨のコメントをいただいております。

こちらにつきましては、海上活動日数の具体的な目標日数については、本件供与に加えまして、BAKAMLAが別途の巡視船の建造計画も予定していることがあり、現時点での回答は困難な状況です。協力準備調査を通じて確認したいと考えております。

400日という数字につきましては、BAKAMLAから聴取した現在BAKAMLAが保有する110m級1隻、80m級3隻の大型巡視船計4隻の、1隻当たりの年間の海上活動日数が100日前後という情報から算出しております。こちらも詳細は協力準備調査を通じて確認したいと考えております。

- 説明者 続きまして、開発協力大綱の軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避の原則との関係で、田辺委員から、案件概要書で、この後、議論させていただきますフィリピン案件の記載にそろえたほうがよいではないかという御指摘、それから、松本委員からは、今回のBAKAMLAのトップ人事には海軍の意向が反映される、あるいは共同での職務執行もあるという情報もある。そういった中で、海軍との関係について問題がないかという御質問、宮本委員からは、結果的に軍事的用途及び国際紛争助長に我が国が関与したことにつながる懸念は一切ないのかという御質問をいただいております。

最初に、田辺委員からの御指摘を踏まえまして、開発協力大綱における軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避に関係する案件については、今後は案件概要書の記載項目に含めることとしたいと思います。

それから、海軍との関係でございますが、BAKAMLAの設置法によれば、BAKAMLAは政治・法務・治安担当調整大臣の監督の下で大統領直属の機関と位置づけられており、また、BAKAMLA関係者からは海軍を含む軍の指揮下に入ることではないという説明を受けております。このため、BAKAMLAが軍の指揮命令下で活動することは基本的には想定されておられません。

一方で、BAKAMLAは新しい組織であり、松本委員が御指摘のとおり、軍を含め、出向者が多いのは事実でございます。本年3月、先ほどありました大統領令には共同職務執行等もこれに基づいて調整されると理解しております。BAKAMLAは、まだ装備や施設が不足しておりますので、岸壁等、海軍を含む他の機関の施設や機材を利用することもあり得ると承知しております。

したがいまして、軍事的用途への使用の回避という大綱の原則の遵守を確保するため、今後実施する協力準備調査におきましては、BAKAMLAの活動実態、海軍との関係を含めまして確認した上で、本事業で供与される巡視船を軍事目的ではなく専ら海上法執行業務で活用するよう、インドネシア側に対して改めて申し入れたいと思います。さらに、事業の実施決定の際に相手国と署名する交換公文等の書簡において、軍事目的に使用しない旨、先方から確認を取り付けるとともに、事後のモニタリングや今後実施を検討する技術協力も通じて適正性の確保に努めていきたいと考えております。

それから、宮本委員からの国際紛争の助長につながる懸念はないのかという御質問につきましては、本事業による巡視船の供与はあくまでインドネシア側に対して海上法執行能力の向上を後押しするために実施するものでございます。例えば南シナ海をめぐる紛争の根本的要因は領有権を始めとする関係当事国の主張が異なることにございまして、本事業によって直ちに国際紛争の助長に繋がるとは考えておりません。

- 説明者 引き続き、JICAから御説明させていただきます。

道傳委員からの御質問の1番目につきまして、水域で想定される安全保障上の脅威について、具体的な事例及び今回の協力がどういうふうに関与されるのかという点です。

インドネシア漁船による国内規定で禁止されている漁法による違法操業や外国漁船によるインドネシア管轄海域への侵入といった違法漁業、あるいは武装集団による襲撃等の海賊事案、武器や違法薬物、野生動物、酒類、違法たばこ等の密輸、外国船籍の漁船でのインドネシア人の不法労働等の人身売買、不法移民の密航等の事案があります。

最近ですと、2021年1月には外国船籍によるインドネシア海域における原油の違法移送事案や同年3月には麻薬の密輸事案が摘発されたと承知しております。

本事業において調達を想定している巡視船は、BAKAMLAが現在保有する船と比較して、機動的に対応する速力と、高波や強風に耐えながら遠方まで航行する能力に優れており、外洋においても、長時間にわたり監視可能な堪航性・航続距離の双方を有することが想定されます。

本件により、先ほど申し上げたような海上安全保障上の脅威事案に対して、より効果的に対処できることが期待されます。

続きまして、道傳委員からの2番目の、海上保安機構の発足が2014年と、比較的最近なのはなぜかという御質問です。

これにつきまして、御指摘のとおり、広大かつ地政学的に重要な海域を有するインドネシアでは海上法執行が重要な課題であります。BAKAMLAの前身組織である、先ほど申し上げたBAKORKAMLAが2006年に設立されたのですが、それ以前から、国家警察、海洋水産省、運輸省警備救難局、入国管理局、税関等の複数の海上保安関連機関が所掌や海域毎に活動を行ってきております。

先ほど、弓削座長、竹原委員、道傳委員からの御質問にて御回答しましたとおり、これらの複数の関係機関の活動において、組織間の連携不足や所掌の重複・分散により、予算面や実務面で円滑な法執行が十分に行き届いていない問題を抱えています。2014年に発足した第一期ジョコ政権が政策の柱として掲げた「海洋国家構想」の5つの柱にて海洋外交及び海上防衛が含まれたことを踏まえ、海上保安分野を強化するために、これまで複数の機関が実施していた業務を調整するために、同年、2014年にBAKAMLAが調整機関として新たに組織改編されたと理解しております。

道傳委員の3番目の御質問につきましては、弓削座長の2番目の質問で回答済みですので、省略させていただきます。

続きまして、西田委員からの1番目の、本案件や今後協力を検討するとしている米国によるBAKAMLAに対する訓練センター支援はインドネシアの領海警備能力をどの程度向上させるのかという点です。

これにつきまして、バタム島は南シナ海のみならず、原油等のエネルギー資源を運



ぶ大型タンカー等が多数航行するマラッカ・シンガポール海峡にも近く、地政学的に重要な海域となっております。加えて、同海峡では海賊及び海上武装強盗の事案が多発していることもありまして、本事業による巡視船の基地及び米国による訓練センターのサイトとしてバタム島の基地が選定されたと理解しております。

本事業による巡視船の供与、米国による訓練センター整備支援、さらには国連薬物犯罪事務所（UNODC）が高速複合艇の供与ですとか、あるいは船舶移乗立入検査の研修といったことを行っております。これらとも効果的に連携することで、インドネシアの海上法執行能力の向上が期待されます。詳細は協力準備調査を通じて確認したいと考えております。

西田委員の2番目の御質問、松本委員の1番目及び2番目の御質問、宮本委員の1番目の御質問につきましては、以前の回答に含まれておりますので、省略させていただきます。

宮本委員の2番目の御質問ですが、最低限の巡視船のフリート規模は何隻程度なのか。あるいは将来のさらなる具体的なフリート強化計画はあるのか。もしくは将来、予定があるとして、巡視船のメーカー・仕様が異なることによる運航面、整備、修理等の体制について協議済みなのかという御質問です。

これにつきましては、インドネシアではBAKAMLA以外の海上保安関係機関も海上法執行を行っておりますため、BAKAMLAのみならず関係機関も現在装備の増強を進めています。今後、BAKAMLAが各機関と調整して、必要な装備を含む国家計画を検討していくものと理解しております。

御指摘のとおり、船の仕様や受注する造船所により搭載される機器のメーカーは異なりますが、本件に限らず、日本の海上保安庁の巡視船も含め、一般的に船は速度や用途、サイズによって搭載するエンジン等の船舶用機器のスペックが異なることからメーカーも異なります。加えて、受注した造船所によっても調達する機器のメーカーが異なるものです。今回供与する巡視船については、本事業のソフトコンポーネントとして引渡し時に各機器のメーカーによるトレーニング及び日本からインドネシアに輸送する際にもBAKAMLAの船員を同乗させてトレーニングを行う予定としております。今後、異なるメーカーや仕様の船の効率的な船舶管理・運航や維持管理に係る能力強化の支援も検討していきたいと考えております。

- 説明者 続きまして、宮本委員から、インドネシアは所得水準が相対的に高い中で無償資金協力とする理由について、追加的な説明をという御質問をいただいております。

御指摘のとおり、インドネシアは所得水準が相対的に高い国でございますが、BAKAMLAは比較的新しい組織であることもあり、予算確保の面で問題を抱えていると承知しております。今般、大統領令で調整機関として正式に規定されたこともあり、我が国としてもBAKAMLAを組織及び活動の両面で能力向上の後押しをしていき

たいと考えております。

加えまして、インドネシア海域はマラッカ・シンガポール海峡をはじめとするエネルギーや鉱物資源の関連船舶が通航する重要なシーレーン上に位置し、例えば日本に輸入される原油の約9割が通る日本の経済安全保障上も極めて重要な海上交通路となっております。

そうした中で、インドネシアが海上保安能力を向上させ、法執行を効果的に行うことにより、その海域において法が支配する秩序が維持されることは日本やインドネシアを含む国際社会全体の平和と繁栄に不可欠と考えております。

加えまして、インドネシアは、本年はG20の議長国を、来年はASEANの議長国をそれぞれ務めますが、本事業をインドネシア側の要請に応じて無償資金協力で実施することは、二国間関係の強化のみならず、重要な国際フォーラムの議長国との連携の観点からも有意義と考えます。

以上に述べました理由により、本事業はインドネシア側の要請に応じて無償資金協力で実施することが広域性及びFOIPの観点から適当であると考えております。

説明者からは以上となります。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

宮本委員、お願いいたします。

○ 宮本委員 日本貿易会の宮本でございます。御説明ありがとうございます。

コメントと質問です。まずコメントは、私、適正会議の委員になってほぼ1年ということで一巡して、今回、インドネシアとフィリピンの海上法務執行能力強化案件が初めて出てきましたので、平成29年度の国別開発協力方針をレビューをさせていただいて、いずれも平和で安全な社会の実現、海上安全分野の強化支援を重点分野として掲げられていますので、本件は整合性がしっかり取れていると了解しました。

また、取組意義のところ、FOIPの実現に資するということで、FOIPはアフリカも含めて、今後、世界の中心、成長エンジンになっていくということで、今般のロシア・ウクライナの国際情勢を受けてもFOIP実現に向けた重要性がますます高まっており、非常に時宜にかなった案件ではないかと思えます。

ASEAN諸国は中国依存でもなく、米国依存でもない。自ら主導権を保持するようなASEAN中心線に重きを置いています。こういう状況の中で今回、インドネシア、フィリピン、この両案件が、FOIPが国際公共財としてより自由で開かれた安全なものになることと、日本がインドネシア、フィリピン、両国にとって信頼できるパートナーとして存在感を高める外交的意義がある案件だと了解しました。

一方で質問ですが、これは先ほども御説明はありましたが、やはり昨今のロシア・ウクライナ情勢を鑑みるに、本件が国際情勢の激変に耐え得る、あらゆるリスクを想定した、非軍事目的に徹することができる立付けになっているのかどうかという点です。

巡視船というと、自己防衛のための攻撃力を備えているのかどうか。この文面からは私も素人で分からなかったのですが、不測の事態、有事を想定して、先ほど基本的に想定されているというケースの御説明はあったのですが、やはり有事を想定して、しっかり相手の国と握ることができているのかどうかというのが昨今、真実、ファクトがそれぞれの国のロジックで結構、容易にねじ曲げられる局面が懸念として実際にあるものですから、この辺を再度質問させていただきたいと思えます。

以上です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、説明者から御返答をお願いいたします。

- 説明者 どうもありがとうございます。

御質問の不測の事態を想定したものとなっているかどうか。これはまさに我が国として国際社会に主張していかなければいけない点でございます。特に海上安全保障につきましても、本件は先ほど申し上げたとおり、海上法執行能力に特化した支援で、今回、巡視船を供与することはインドネシアに対して支援するわけですが、インドネシアと潜在的に対立するような特定の国を念頭に置いて充実することではございません。我が国としては2014年に当時の安倍総理がシャングリラ・ダイアローグの場で「海における法の支配の三原則」を提唱しておりまして、国家は法に基づいて主張すべきこと、その主張を通すためには力や威圧を用いないこと、紛争解決に平和的な收拾を徹底していくということを提唱しており、こういった点はいろいろな場で主張しているわけでございます。

先ほど申し上げた本件の巡視船につきましても、協力準備調査での非軍事目的での利用について改めて申し入れること、それから、交換公文での約束、事後のモニタリングということで徹底してまいります。我が国の開発協力大綱上、やはり案件の支援が国際紛争の助長につながるものであってはならないという点につきましても、インドネシア側に対して今回支援する上で十分申し入れた上で、先ほども申し上げた「海における法の支配の三原則」につきましても改めて申し入れた上で支援を実施したいと考えております。

- 弓削座長 宮本委員、どうぞ。

○ 宮本委員 この巡視船に関しては、攻撃力というか、自己防衛が前提になるのですが、実際、攻撃力があるのかどうかというのは冒頭、軍事関係の御報告の中で、自動車ですとか、そういうものに関しては当然、武器とか攻撃装置とか、こういうものは乗っかっていないという前提で考えておりますが、本件がもし攻撃力を備えているとするのであれば、その線引きのところがすごくタッチーになってくるのではないかとということであえて質問させていただきます。

○ 説明者 ありがとうございます。

本事業で供与する巡視船そのものにおいては、機銃とか、そういった武器を搭載していないのは当然ではございます。ただ、将来的にBAKAMLAが自己資金でそういった装備をする可能性は否定されません。そういう中で軍事的用途への使用を回避する原則を徹底する観点からは、やはり過剰な装備は避ける必要があると考えておまして、このため、協力準備調査の中で将来的に機銃等を装備する場合でも、海上法執行機関の業務遂行に必要な規模にとどめるよう、インドネシア側に申し入れたいと思います。供与が実現した後の事後のモニタリングにおいても、それが徹底されるかというのはしっかりフォローアップを行っていきたいと考えております。

○ 宮本委員 ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

○ 弓削座長 田辺委員、その次に西田委員の順でお願いします。

○ 田辺委員 田辺です。

この案件に限らず、所得の比較的高い国への無償資金はこれまで取り上げられてきていて、私の記憶では島嶼諸国ですと1人当たりの所得が高くなってしまいうけれども、実態として貧しい現状がある中で供与する意義はそれなりに感じてきてはいるのですが、今回はどちらかという外交的重要性とか安全保障上の重要性ということで、案件そのものの重要性は確かに理解するものの、この所得と無償という状況での関係性においてはあまり外交的重要性とか安全保障の重要性を非常に強調されても、そもそも所得水準と譲許性に関する基準として、この柱だけで持っていくのは無理があるような気がしていて、やはり譲許性のある無償資金協力をするという、1人当たりの所得が高いけれども無償でいくのだということを正当化するためにはきちんと、これまでの案件であったような島嶼諸国の脆弱性とか、1人当たりにしてしまうと高いけれども、全体では、といった説明が極めて重要なのではないかと思った次第です。

コメントとして御参考にしていただければと思います。

○ 弓削座長 今のコメントに対してコメントはありますか。

○ 説明者 ありがとうございます。

無償資金協力と有償資金協力のどちらの制度を使って支援を実施すべきかという点については、昨年も活発な議論があったと承知しておりますし、その中で本件について、きちんと御納得いただけるような、今、おっしゃった観点から御納得いただける御説明ができるかどうか、自信がございませんけれども、本件、無償資金協力ということで、まさに国民の税金をお預かりして実施する点においては、無償資金協力であるか、有償資金協力であるか、そういったテーマも当然、我々の中で検討いたしました。

御案内のとおり、インドネシアにおいてはインフラの分野では有償資金協力を実施しております。同じく巡視船の供与というカテゴリにおいてもフィリピン、ベトナムに対しては有償資金協力を実施しております。そうした中で、今回はインドネシア側からは、特にBAKAMLAから有償資金協力ではなく無償資金協力を実施してほしいという強い要請がございました。我々としましても、このBAKAMLAは比較的新しい機関ということもあり、今後、インドネシアの海上法執行能力の中核的な機関としてできるだけ早く能力向上を後押ししていくことが、この海域及び先ほども申しましたとおり我が国のシーレーンという位置づけを含めまして、この海域の安全向上のために極めて重要だと考えております。

BAKAMLAは本年3月に大統領令でようやく位置づけがはっきりしたものになりまして、その中で予算要求あるいは予算確保の面でも必ずしも他の関係機関との間でまだきれいに整理がされていない中で、ここからは推測になりますが、インドネシア政府全体として恐らくお金を借りてまで本件巡視船の整備をしたいという判断には至っていないのではないかと考えております。

そうした中で、この協力を有償資金協力に限定した場合に、インドネシア政府内における調整に長い時間を要したりですとか、あるいは協力自体が成立しない、そういった可能性もあろうかと考えております。したがって、我が国を含む広域における本件で期待される効果という観点から、今回の要請、今回については先方の要請に応じて無償資金協力で支援をしていくことが、今後、技術協力も予定しておりますけれども、適当であると考えております。

将来的な話としては、先ほどJICAからもありましたとおり、もし追加的な要請がございましたら、無償資金協力の予算の制約を踏まえて、円借款の活用可能性もきちんと先方と協議して検討していきたいと考えております。

また、これはちょっと迂遠な話になりますが、インドネシアの離島の違法漁業等で相当、地元の漁民の生計には損害が発生している話もございまして、こういった海上保安能力向上が図られれば違法漁業の効果的な取締りが可能となりまして、そういった離島地域において、地元漁民の生計の向上、水産業の活性化、ひいては貧困の削減

といった間接的な効果も期待できるという観点から、人間の安全保障の側面にも間接的に資するものと考えております。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

よろしいですか。

では、西田委員。

○ 西田委員 ありがとうございます。私から2点御質問があります。まず、御丁寧な回答ありがとうございます。

それで、宮本委員からの先ほどの御質問、攻撃力に関する御質問に関連して一般的なことを教えていただければと思います。私は、実は巡視船の供与の際には、日本は船体そのものを供与し、上物となる兵装部分については相手国の仕様で、相手国の責任において、それを取り付けて運用するものだと勝手に理解していたのですが、そのような理解でよろしいのでしょうか。一般的な話です。

というのは、恐らく宮本委員がおっしゃっていた攻撃力は、一般的な放水銃とかというもののレベルではなくて、機関銃か機関砲というレベルまでの装備を取り付ける能力があり得るのか。そういった、例えば銃座となるようなところまで日本が整備して出して、あとは向こうでお任せするものなのかどうか。ただ、そういうレベルの話も含めてだと思しますので、まず本案件が、先ほど御回答いただいたのですけれども、これまでの例を参照すると、一般的にどのように対応されてきたのかを教えていただければというのが1点目です。

2点目になります。こちらは既に回答をいただきましたので、1隻でいいのですかという質問なのですが、この海域の重要性並びに日本にとっての重要性も含めてですけれども、運用という面において、同じクラスの巡視船を1隻、海上保安機関が持っているのは合理的な判断なのでしょうか。

私の感覚からすると、通常は保守に出している1隻があって、航海に入っている1隻があって、その他もろもろにスタンバイしている、訓練などを行っている1隻があってというものがローテーションをしないと常時継続的に広大な海域を効果的に警戒・監視することができないのではないかと考えていますが、これは先ほどの話ですと要員数が足りない、あるいは運用面の費用がかかるという話が先方からあったということですが、それで効率・効果的にインドネシアの海上法執行が果たして、この重要な海域において図れるのかというのが不安に思ったところであります。

この点におきまして、もし、この協力準備調査の際に運用面のコンセプト等々が明らかになった際にはまたお知らせいただきたいと思います。なぜならば、このような重要な、しかも日本としては無償で提供するようなものになって、当然押しつけになってはいけないのですけれども、それを効果的に運用されることが重要で

で、その点において検討いただければと思った次第です。

ちなみに、私の理解では過去の案件では有償もそうだったかもしれないのですが、複数の巡視船を供与してきたという、2隻、3隻、6隻とか、そういうものもあったような気がしますけれども、今回、1隻というものはやはりクエスチョンマークで、複数の海上法執行機関があつて、どこが中型船を持っているので、では、代替できるとかという話であればまた別なのですが、何となく私が今、伺っていた範囲の理解であると、この1隻だけが中型船で、そこにぶち込んでいるのか。そうすると、海上にあつて仕事ができているときとそうでないとき、保守・メンテあるいは故障・事故などのときは、この海域はがら空きになってしまうのではないかと思った次第です。

以上です。

○ 弓削座長 その2点について、説明者からお答えをお願いします。

○ 説明者 まず、外務省から説明させていただいて、2点目についての補足があればJICAから説明します。

1点目の攻撃力につきましてですが、先ほど御説明しましたとおり、いわゆる船体を、今回の支援対象は船体ということで、一般的に海上法執行機関の中の最低限のそういった装備を備えて、BAKAMLAにつきましては今後供与した後にそういった意向を持っているとも聞いております。また、過去に日本が支援いたしました巡視船においても、これは大使館を通じてモニタリングを実施しておりますけれども、そういった海上法執行に必要な軽度の装備を後から整備した実態がございます。

そういった中で、言ってみればやはり武器ではありますので、海上法執行の次元を超えて攻撃力を持つ、そういった過剰な装備は我々の開発協力大綱との両立性の観点からも問題になってまいりますので、そういった点は協力準備調査と、それから、事後に装備することになると思いますので、その事後のモニタリングを、大使館とJICAを通じましてきっちり行った上で、過剰な装備をもつことにならないよう、対応したいと考えております。

2点目の1隻でというところでございますが、このBAKAMLAという機関は2014年にできた新しい機関で、そういったインドネシアの海域においては領海であったり、排他的経済水域であったり、あるいは分野に応じて、いろいろな関係機関がいわゆる広い意味での海上法執行を実施しております。例えば海洋水産省ですとか、あるいは海上警察、運輸省の中でも防災の関係、海上救難、税関もあります。それから、密入国・出入国管理の機関、こういったいろいろな機関がそれぞれそういった政策のアセットを保有して分かれて海上法執行を行っております。それが今回、3月に大統領令が出たことで今後、調整機関としてBAKAMLAが海上法執行の政策、それから、計画をつくっていく中で、BAKAMLAの今後予定している装備の整備計

画の中で今回、60m級のサイズを彼らが持っていないということで、ぜひ支援をしてほしいと要請があったものです。

その中で巡視船のみならず、いろいろなキャパシティービルディングを、技術協力を絡めて、BAKAMLAを力強く支援していきたいと思っております、その中で予算の絡みもございまして、先ほど申し上げた有償資金協力の可能性なども含めて、そういったニーズが出てくれば今後、協議をして検討していくというふうになろうかと思っております。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

西田委員、もし御意見がありましたら、どうぞ。

○ 西田委員 ありがとうございます。

つまり、2点目については、今後そういったニーズが出てくれば60m級の供与もまた検討しますと。今回は1隻を対象とします。

それで、1点目については、基本的には相手国に供与した後に、相手国が適正と思われる範囲の機材を供与しますという理解でよろしいですか。

分かりました。ありがとうございます。

○ 植野局長 今のところを補足してよろしいですか。

○ 弓削座長 では、植野局長、どうぞ。

○ 植野局長 すみません。なるべく短くします。

今、田辺先生と西田先生から御指摘があった何で1隻というのと何で無償というのは、実は中で私のところにこの案件が上がってきたときに、私も全く同じことをみんなに投げかけてさんざん議論した点で、きっと今日はここが一番議論になるだろうと思っていたら、やはり議論になったので、適正会議をやっていただいてよかったと思うのです。

大きな話からいくと、やはり日本にとって、この南シナ海での航行の自由とか、もっと広く言えば「自由で開かれたインド太平洋」は非常に大事で、そういう意味で各国の海洋法執行能力の強化はこれまでも、さっきもありましたけれども、フィリピンとかベトナムとかで沿岸警備隊にいろいろ協力してきて、強化してきている。インドネシアも南シナ海の航行の自由を守る観点から非常に大事な国ですが、今までフィリピンとかベトナムに比べれば、まだ協力の実績がそれほど大きくないところに最近、このBAKAMLAという組織ができて、ここが、インドネシアにもいろいろな組織がありますけれども、インドネシアの領海を超えたEEZとか、そういうところでの



災害救助とか海上法執行についてはBAKAMLAがインドネシアの各機関の調整役となって、これからやりますということになったので、日本としてはさっき言った観点から、ぜひ、ここのBAKAMLAと関係を築きたいというのがまず背景にあります。

BAKAMLAはBAKAMLAで、インドネシアの中で比較的新しい組織だから、自分たちとしても頑張って船をそろえて、期待される役割を果たしていこう。それで、案件概要書にあったと思いますが、彼らは既に110m級の船とか80m級の船とか48m級の船は持っているわけです。だから、全くゼロから1隻だけあげるわけではなくて、足りないところを補ってほしいというのが日本に対する要請で、これが本当かどうかは分かりませんが、私が受けた説明は、大きい船もインドネシアは造れます。それから、48mぐらいの比較的小さな船も造れます。ところが、今回要請されている60m級の船は、速さもある程度あるし、それから、ある程度大きいので、波が高かったり、海が荒れていても、ある程度、遠くまで行ける。そのサイズのインドネシア側が今、一番欲しいスペックを兼ね備えた船は自国では造れないので、ぜひ日本の造船所で造ってほしいというのが向こうからの要請で、彼らは彼らで自分たちのこのフリートを、船体を自前の予算でやっているの、そのお金を借りるだけの余裕はないのです。インドネシア自体は、ある程度、所得水準が高くて、それぞれの機関、この場合ではBAKAMLAがどれぐらいの予算を使えるかというのはまた別の話なので、自前で船をいろいろと整備している中で、日本にどうしても、この60m級の船を造ってほしいのだけれども、そのお金を借りて造っていいという許可は多分、インドネシア政府の中で得られないので、できれば無償資金協力でやってほしいというのが彼らの要請なわけです。

我々としては、できれば円借款でやらせてというのは当然あるのですが、さっき言ったみたいなのFOIPなり、南シナ海の航行の自由という我々の外交政策にとっての重要性と、せっかくインドネシアでこのBAKAMLAという組織が立ち上がって、今、一生懸命、海上法執行をこれから頑張ろうとしている。そこにぜひ日本として、できるだけ早い段階から協力して関係を築きたいという外交上の要請の中で、今回は60m級で1隻あれば、既に持っている船との組合せで、もちろん、100%ではないけれども、今ある能力に比べれば、さっき言ったみたいに、ある程度、遠く、速く行けるという意味で1隻でも十分役に立ちますという説明があったものから、もちろん、これからもきちんと調査しますが、そういったものですから、1隻であれば、無償資金協力で出せば、少なくとも船としての効果もあるし、外交上の効果もある。そういう判断なのです。

だから、ぜひ、その判断についてどうかを御議論いただければと思うし、何なら学校の授業で使っていただいてもいいのですけれども、そういうことなのです。だから、これは何で1隻とか、何で無償なのか。それだけを取り出すと確かにおっしゃる問題

が出てくるとと思いますが、我々が見ている視点で南シナ海の重要性、インドネシアとの関係の重要性、インドネシアにおいて初めてこういう機関ができて、そことこれから日本が関係を築いていくことの外交的な重要性で、彼らが持っているいろいろな船のフリートの中でちょうど60mというものが足りなくて、それは日本だったら造ることができる。そうやって口説かれたものですから、お応えしようかなということなのです。

答えにどれぐらい御納得いただけるかどうかは分かりませんが、私が承認をして、では、適正会議で皆さんに御議論いただこうと思ったのは今のような説明で、そういうこともあるかなと思ったからで、さっきもおっしゃったように、ちゃんとこれから調査して、1隻では効果不十分ではないかとか、あるいは1隻でどのぐらいかかるか分かりませんが、無償で出すには高過ぎる。インドネシアは既に所得はそれなりにあるのだから、やはり円借款でやるべきだというのであれば、それはもちろん、そういう御議論はあると思いますし、そこはきっちり調査をさせたいというのが現状でございます。

- 弓削座長 大変御丁寧な御説明ありがとうございます。

ほかに。

松本委員、どうぞ。

- 松本委員 この後、たくさん案件があるので、すみません。ありがとうございます。

授業で使うために1つ情報が欲しいのですけれども、概算でいいのですが、概算で幾らぐらいなのですか。

- 説明者 概算ということでありまして、調査が必要ではございますが、我々が想定しておりますのは2桁億円の半ばぐらいですけれども、効率性の確保に努めてまいりたいと考えています。

- 弓削座長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問・御発言はありますか。

大変貴重な、いろいろな観点からのポイントをいただきましてありがとうございます。私もやはり、なぜ1隻という疑問はあったのですけれども、今の大変御丁寧な御説明で納得感を得ました。

この案件では軍事的使用の回避という日本の開発協力大綱の原則の遵守を確保することが非常に重要な点だと思います。説明はありましたけれども、協力準備調査ではBAKAMLAが軍の指揮命令下で活動することはないという実態の確認。それから、供与される巡視船は海上法執行業務のみに利用することの確認。そして、インドネシ

ア政府と署名する交換公文などの書簡においても軍事目的に使用しないことの確認をしていただくことが重要だと思います。

加えて、モニタリングの時点でもこれらが重要ですので、供与後もモニタリングでこのことを確認していただくことをよろしくお願いします。先ほど御説明いただいた、1隻であっても効果的な運用ができるということも重要な点なので、その点のところもよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

## (2) フィリピン「フィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点整備計画」(有償)

- 弓削座長 時間がかかなり押しておりますが、大変貴重な議論だったので、スピードアップできるかは分からないのですが、次の案件に移ります。

次は、フィリピン「フィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点整備計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 「フィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点整備計画」でございます。

外交的意義につきましては、お手元の案件概要書の記載に加えまして若干の補足の御説明をさせていただきたいと思っております。

本事業はPCGの新たな拠点をスービック湾に整備するものでございますが、スービック湾地域の開発につきましては、ちょうど昨日、フィリピンのドミンゲス財務大臣が訪日しております、林外務大臣と会談を行いました。その中で、スービック湾の地域の開発のマスタープランが完成したことが取り上げられました。

このマスタープランは、2019年11月の日・フィリピン首脳会談の際に日本側からスービック湾地域の経済発展のために、マスタープラン策定を支援する考えを表明いたしまして開始されたものでございます。これがこのたび完成したということでございます。

このマスタープランの中では、スービック湾の地域、それから、スービック湾の周辺地域においてあり得べき事業について記載されておまして、道路整備ですとか、あるいは物流拠点の整備といった事業が盛り込まれております。今回御審議いただきますPCGの新しい拠点の整備事業もマスタープランの中にも位置づけられております。

続きまして、委員の皆様からいただきました御質問について回答させていただきます。

まず、竹原委員から、本件のFOIPの関係国との協力・連携、将来の具体的な協

力や連携の計画、それから、フィリピン政府のFOIPに対する考え方についての御質問をいただいております。

インド太平洋地域の海洋秩序を強化するために、我が国は重要なシーレーンに位置しております沿岸国の海上保安能力向上のための切れ目ない支援を行っております。本事業はPCGの活動拠点の制約を軽減して、その業務遂行能力の向上を図るものであり、FOIPの実現にも資すると考えております。

関係国との協力や連携につきましては、我が国はPCGに対しまして現在、船舶運用・維持管理、それから、海上法執行能力強化の技術協力を実施しております。また、アメリカはPCG職員の船舶維持管理能力強化のための研修施設整備や海上安全分野での訓練を実施しております。また、オーストラリアは海難救助船を供与しております。それらの中で、これまでもアメリカ、オーストラリアとの間では協議しながら連携してきておりますけれども、今後、本事業の成果を活用して、具体的にいかなる連携や協力が可能なのかという点につきましては協力準備調査を通じまして確認して検討していきたいと考えております。

フィリピン政府のFOIPに対する考え方につきましてはですが、先ほど申し上げたASEANの独自の取組であるASEANアウトック、AOIPと呼んでおりますけれども、そちらにおいて法の支配、開放性、自由といった原則がASEANの行動原理としてうたわれております。日本とフィリピンの首脳レベル・外相レベルといった会談機会におきまして、FOIPとAOIPが多くの本質的な原則を共有することを確認した上で、それらの実現に向けて、具体的な協力を進めていくことで一致しております。4月9日に行われました日・フィリピン「2+2」においても「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた協力を一層強化するための議論を行ったところでございます。

○ 説明者 続きます、JICA東南アジア第五課の渡辺から御説明申し上げます。

竹原委員からいただいております御質問で、異動が想定される沿岸警備隊の職員数が250名を超える可能性が出てくるのではないかと。この人員増加が見込まれた場合の施設計画への影響なども調査するの点という点を御質問いただいております。

250名という人数につきましてはフィリピンの沿岸警備隊から聞き取った数字でございますが、御指摘いただいておりますとおり、これを超えてくる可能性がございます。その場合には250名を超える人数を収容可能な施設とすることが必要となってくる可能性がございますので、協力準備調査の中ではPCG、沿岸警備隊の人員異動計画を確認しながら施設計画に反映していきたいと考えております。

続きます、田辺委員からいただいております、開発効果に関する具体的な指標が設定されていないが、それは今後設定される予定かという点です。

現時点におきましては、係留地確保のために船舶を移動しなければならなくなった

回数ですとか、あるいは船舶関連物資の専用収容拠点数が実は今、複数箇所に拡散してしまっているわけですが、その数、あるいはその集約といった指標を想定しております。また、これらに加えて、海難救助者数の増加ですとか海上犯罪検挙数の増加、あるいは海上犯罪数の減少等の定量的な指標を協力準備調査の中で検討したいと考えております。

続きまして、道傳委員からいただいております、環境社会配慮カテゴリーの分類がBである背景という御質問です。

現時点で把握しております情報からは、事業の対象地に国立公園であったり、国指定の保護対象地域等は該当しておらず、環境社会への重大な影響を生じるような埋立てですとか非自発的住民移転。これらも想定されておられません。この事業につきましてはJICAの環境ガイドラインの港湾セクターに該当することになりますが、影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域には該当しないこと、不可逆的影響は少ないことからカテゴリBと分類しております。他方で、生態系等への影響などを含めまして、詳細は協力準備調査で確認していくこととなります。この調査の中で、配慮すべき環境社会影響等が新たに判明した場合などにつきましては、必要に応じてカテゴリ分類の変更も検討した上で、必要な環境社会配慮を確保していきたいと思っております。

- 説明者 続きまして、道傳委員から、ASEANへの支援・協力の文脈で、日本として期待される協力・支援は何かという御質問をいただいております。

海洋協力の推進におきまして、シーレーン沿岸国の能力構築支援といった二国間の協力のみならず、ASEANをはじめとする多国間の枠組を通じた協力も重要と考えております。このような観点から、我が国としてはASEAN海洋フォーラム拡大会合、これは東アジアサミットの参加国が参加する海洋フォーラムの会合でございますけれども、こちらの開催を日本が提案しまして、2012年から開催されております。このフォーラムにおきまして、我が国は法の支配に基づく海洋秩序の重要性を強調するとともに、FOIPの実現に向けた取組を発信して、関係国間の協力の機運を高めているところでございます。

また、我が国は、違法・無報告・無規制漁業（IUU漁業）対策の分野とか、船舶通航支援等の分野で人材育成を積極的に進めております。また、これまでもフィリピン、ベトナム等に対して、海上法執行能力の強化を目的とした巡視船の供与も実施しております。こうした我が国の協力はASEANから高い評価を得ておりまして、我が国が推進するFOIPと原則を共有するASEANのAOIPの実現という文脈においても、さらなる協力への期待が示されているところでございます。

このように、ASEAN関連の多国間の枠組において積極的にイニシアチブを発揮するとともに、二国間の具体的な協力も着実に推進することとしておりまして、その

ような方針はASEAN側からも支持を得ていると考えております。

- 説明者 西田委員からいただいております御質問で、フィリピン沿岸警備隊の活動が制約されている拠点はほかにもあるのかという点。それらに対する支援も今後検討していくのかという御質問をいただいております。

大型の巡視船がほぼマニラに集中している背景がございますので、PCGのほかの地方管区において活動が制約されている情報は今のところいただいけません。他方で、地方管区の拠点整備支援としましては現在、地方管区に小型艇用の浮き棧橋。こういった整備の支援はしておるところでございます。

続きまして、西田委員からいただいております御質問で、同国沿岸警備隊に対する日本の支援によって、どのような具体的な成果があったのかという点です。

これまでフィリピンの沿岸警備隊に対しましては44m級の多目的船10隻を供与しております。また、2000年以降、特に人材育成及び海上法執行能力の強化に向けた技術協力プロジェクトを実施してきております。

これらを通じまして、具体的には、例えばですが、44m多目的船10隻の引渡し、2016年以降になってきます。それ以降の数字でございますけれども、2021年6月までの累計で、海難救助は1,230名、145件。海上法執行（逮捕）は319件、515人という実績が報告されております。

また、44m多目的船につきましては領海警備の最前線に展開されておまして、例えば2019年6月の漁船沈没事案、2020年1月のタール火山噴火事案、さらには昨年12月のスーパー台風オデット襲来時に被災者の救出・人道物資の搬送に活用されていることが報告されております。

続きまして、松本委員からいただいております御質問で、PCG船が立ち退かざるを得ないと書かれているが、その場合はどこに停泊するのか。あとは支障とあるけれども、具体的にはどのようなことかという御指摘をいただいております。

商業船等がマニラ港の係留施設を利用する際には、その停泊をスムーズにするために、PCGの船舶が一旦、岸壁を離れてマニラ湾内に移動して停泊しなければいけない事態が発生しています。この移動によりまして、PCGに追加的な時間ですとか費用というコストが発生している状況です。この船舶の係留場所が変わってしまいますと、乗組員の招集時などのロジスティック面での支障が生じますし、有事対応の初動が遅れるといったことが懸念されております。

今回、協力準備調査で調べる事業を通じましてPCG専用拠点がスービック湾に建設されればこうしたコストや課題が一定程度解消されて、PCGのパフォーマンス改善に貢献すると考えております。

続きまして、松本委員からいただいております御質問で、71隻のうちの10隻程度の母港を建設するという点だけでも、残りは引き続き専用岸壁のないマニラ港

を母港とするということか。PCG船が立ち退くことはなくなるかという御指摘です。

71隻の船につきましては、現在はPCGのマニラ本庁と、あとは全国15の管区に分かれて配備されておりますので、今、1か所にいるということではございません。このうち、マニラ港に係留されております船舶は現在20隻程度と聞いております。その中から特に大型の船を中心に10隻程度の船をスービックに移管することが現時点では想定されております。これによりまして、PCGの船舶が一時的に湾内に移動して停泊する必要性はなくなると見込んでございますが、詳細は協力準備調査で確認していきたいと思っております。

今の御質問とも多少関連しますが、松本委員から次にいただいている御質問で、60隻と10隻がやや離れたことによる弊害であったり、役割が2か所に分かれてしまうのかという御指摘です。

今、申し上げましたとおり、PCGは本庁と全国15の管区に分かれて、その業務を行っておりますので、それに応じた船艇が各所に配備されているところが現状でございます。

また、役割に関しましては、マニラ本庁はPCG組織全体の予算であったり、人事であったり、戦略等を統括する役割を担っておりまして、他方で全国15の管区は、各管区での海上保安業務、具体的には海上法執行、海難救助、海上交通、海洋環境保全等を担うという役割分担になってございます。

その中で、今回スービックに移設します船艇運用部門といいますのは、船艇の配備方針であったり、乗組員の配置、訓練・修理を統括するマニラ本庁の組織になります。したがって、本庁の一部の機能がマニラとスービックに分かれることになってまいります。この船艇運用部門は比較的、業務が独立しておりまして、マニラから離れても大きな支障はなく、また、マニラ本庁と他の地方管区との役割分担を大きく変更するものではない点を御理解いただければと考えてございます。

- 説明者 続きまして、宮本委員から、PCGが今回整備される船艇運用・係留施設において、軍関連の船艇・航空機等が係留・着陸・格納等がされる可能性はなく、それがフィリピンの法令・規制等で担保されているのかという御質問をいただいております。

フィリピン海軍はルソン島周辺に一定程度の係留場所を確保しており、本事業のプロジェクトサイトであるスービックのPCG施設に軍関係の船舶が係留することは基本的には想定はされておられません。また、これまでの運用の実態としても海軍とPCGは別個の組織として活動しております。

しかしながら、フィリピンの法令・規制等においてPCGの施設が軍事利用されないというふうに明記されているわけではないと承知しております。また、最初の議題でも配付されました関連の資料の中でも、フィリピンの案件において、有事の際には

PCGは国防省の傘下となる可能性があるというふうに我々も承知しております。政府としては、先ほどインドネシアの件でもそうでしたけれども、協力準備調査等の機会に本事業で整備される施設が非軍事目的の利用に限定されることをフィリピン側に確認するとともに、事業実施決定の際にフィリピンと締結する交換公文の中で関連する規定を設け、さらに事後のモニタリングも実施する。こういった取組を通じて適正性の確保に努めていきたいと考えております。

続きまして、宮本委員から、通信設備の必要性について、経済安全保障上の観点からも精査していくのかという御質問をいただいております。

従来から、ODAで供与する機材につきましては、案件の形成、または調達等の段階において、経済安全保障上の観点から精査しております、本事業についても御指摘を踏まえて精査する所存です。

また、本事業で通信設備の整備が必要だということが確認される場合には、通信の安全性及び信頼性が確保されるような詳細な計画を策定していきたいと考えております。

- 説明者 宮本委員からいただいております、過去の教訓として、PCGの海上保安通信システムの予算・スペアパーツの確保が十分でなかった。維持管理に問題があったという点について、解決されたと了解してよいのか。あるいはどのように解決したのか、真因分析、再発防止策という点を御指摘いただいております。

同システムにおける維持管理の問題につきましては、JICAの専門家による現場モニタリングあるいは申入れによりまして、PCG自身の自己予算による機材の更新、スペアパーツの調達がなされまして、改善がされてきております。

今回の事業につきましても、協力準備調査の段階からPCGの年度予算あるいはその執行状況、さらには使用が想定される機材・スペアパーツ等がフィリピン国内で調達できるのかを調査しながら、仮に技術面を含めまして維持管理上の課題が想定されるような場合には、これも協力準備調査を通じまして技術支援の必要性も検討したいと考えております。協力準備調査の中で把握できる予算の状況、さらには維持管理予算の見込額を踏まえまして、JICAからフィリピン政府に対して予算確保をしっかりとってくれるように申入れを地道に継続、働きかけていくことをしていきたいと思っております。

最後に、弓削座長からいただいております、移転先としてスービック湾地域が検討ということだが、ほかの候補地は検討されたのか。スービック湾地域が最適である理由について御質問をいただいております。

今回のPCGの移転、その移転候補先につきましては、フィリピン側でスービック湾地域の開発戦略の一環として検討が開始されたものです。私どもが承知している限りですが、それに先立ちましてスービック湾以外の移転先が検討されたことはござい



ません。スービックにつきましては天然の良港であること、また、国際的なシーレーンが沖合を走る南シナ海上の主要港の一つであることから、このスービック湾地域が移転先として最適と判断されたものと理解しております。

以上でございます。

- 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、挙手がないので、この案件でも協力準備調査で、整備される施設が軍事目的に利用されないことをフィリピン政府に確認していただくことが大事です。実施決定の交換公文の中でもこのことを明確にさせていただき、事後のモニタリングでも確認を続けることが重要ですので、先ほど御説明いただきましたけれども、これらの点をどうぞよろしくお願いいたします。

また、施設の運営と維持管理についてもしっかりと調べていただくことをよろしくお願いいたします。

### (3) イラク「サマーワ上水道整備計画」(有償)

- 弓削座長 それでは、次の案件に行きます。

あと2つ案件があるのですけれども、次の案件、3つ目はイラク「サマーワ上水道整備計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 ありがとうございます。外務省国別開発協力第三課の西野です。

まず、外交的意義を簡単に御説明いたします。

イラクの振興地域における要の場所ですので、我が国が2003年のイラク戦争後、多岐にわたる支援を行ってきました。このサマーワの上水道につきましても、この地域の対象住民の生活環境改善に寄与するものでありますし、我が国の国別開発協力方針の生活基盤の整備に貢献するものと考えますので、この支援を通じてイラクの安定と発展に中長期に貢献すると考えており、外交的意義があると考えております。

それでは、いただいた質問について、順次、外務省、JICAから御説明したいと思います。

- 説明者 それでは、JICAの中東・欧州部中東第二課の大野と申します。よろしく

お願いいたします。

まず、初めに田辺委員からいただいている御質問で「ルメイサ市からサマーワ市に送水される過程で漏水や違法接続等により約24%の水が損失」とありますが、本事業でこの問題にも対応する予定かという御質問をいただいております。また、松本委員からも2番目の質問としまして同様の御質問をいただいております。加えて、このルメイサ市からサマーワ市への送水過程、ルメイサ市からサマーワ市への住む人たちへの水供給はどうなるのかという御質問をいただいております。

こちらに関しまして、ムサンナ県の上水道普及率はイラク国内で最低の66.7%となっております。県都で唯一、浄水施設を有していない県となっております。この状況において、サマーワ市の置かれた状況に加えて、この市の人口増加及び水需要への対応の観点から、今回の事業では、ルメイサ市とサマーワ市間の漏水・違法接続への対応ではなく、サマーワ市での浄水場施設の建設の必要が高いと考えております。

ルメイサ市からサマーワ市の送水管で生じている漏水、違法接続等の問題におきましては、設計、工事の実施を含めましてイラク国内企業で実施が可能と考えております。こうした観点から、イラク政府の自己資金での事業として、今後対策が講じられるように促していく所存でございます。JICAとしましても、今回の事業のソフトコンポーネントの中で、これらの漏水・違法接続の問題について何らかの技術指導を行うことが可能となるよう今次の協力準備調査で確認ができればと考えております。

また、現状、ルメイサ市とサマーワ市の両市間で住む人々ですけれども、コンパクトユニットと呼ばれる既存の簡易浄水場から給水を受けております。サマーワ市での浄水場施設建設完了後、既存の簡易浄水場を廃止するのか、引き続き併用するのか。こうした観点も協力準備調査で確認したいと考えております。

続きまして、田辺委員からいただいております2番目の質問で、淡水化施設での燃料消費量はどの程度か、また、本事業がカテゴリBである根拠は何かというところ、また、弓削座長からも3番目の質問としまして同様の、環境社会配慮カテゴリ分類がAではなくBとされている理由について御質問をいただいております。

こちらにつきましては、淡水化施設で必要とされる電力につきましては、今回、イラクの送電網から供給される予定となっております。このイラクの電力につきましては国内での石油火力、ガス火力施設などの発電に加えて、イラン等の近隣国からの送電（輸入）に頼る部分も大きく、それぞれの施設での燃料消費量の統計などが整備されていないため、これらの燃料消費量を正確に述べることは現時点で困難となっております。なお、この淡水化施設における電力消費量に関しましては、12万kWh/日となっております。

また「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」との関係におきましては、本事業はJICAの「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」におきましては上水道施設

の建設事業のセクターに該当します。今までに集められている情報によりますと、建設予定地は既に公用地として確保されておりまして、その周辺を含め新たな用地取得の必要はなく、国立公園等の保護対象地域や先住民関連地域に該当しておらず、これらの観点から、ガイドライン上のカテゴリBと位置づけております。

続きまして、道傳委員からいただいている御質問で、今回の事業では上水道整備協力において、日本ならではの知見がどのように活用されるかという御質問をいただいております。

こちらにつきましても、本事業において、これまで日本の上水道整備協力の実績から蓄積された、安定した給水、水質の向上、無収水率の低減等の課題解決のための知見が活用されることが期待されております。また、浄水施設における淡水化等の脱塩処理のために膜処理技術、また、この膜の目詰まりを抑制するための前処理技術などにおいて、我が国の優れた技術を活用することを現時点では想定しております。

- 説明者 続きまして、西田委員から、イラクを含む日本の原油調達先の多様化が進まない理由と、それから、イラクにおける日本にとっての輸入先としての可能性について御質問をいただきました。

政府としては調達先の多角化を図っていますが、イラクがこれまで日本の原油輸入先として大きな割合を占めていない理由としては、1980年代以降の度重なる戦乱の影響によって原油生産量が一時100万バレル／日を下回るレベルまで低迷していたこと。それから、回復基調にあるにせよ、依然として政情不安の状況が続いていて、一定の輸入量を安定的に確保することが難しい点が挙げられます。

また、イラクの原油は性状面で処理できる国内製油所が限られている側面があります。イラク原油は性状が重たくて、硫黄分が多い特徴を持っています。そのため、輸入量の拡大に制約があることにも留意する必要があります。

一方で、長期的な観点からは、我が国にとっての安定的な原油調達先としてのイラクの重要性は評価しておりまして、円借款案件でも原油輸出施設復旧事業であるとかバスラ製油所改良事業など、後者は先ほど申し上げた油の性質を改良するものですが、そういった円借款事業を通じて、今後のイラクの石油精製能力向上や輸出能力強化に貢献しておりますし、また、本邦企業が参画して油田開発も進めておりますので、今後、調達先の多角化に貢献する重要な国であると考えております。

続きまして、西田委員から、現在の日本とイラクの政治的な関係、それから、それを裏づけるような国際場裏での日本の立場の支援などについて御質問がありました。

我が国にとってイラクは中東全体の平和を達成する上で重要な国と考えておりますので、2003年のイラク戦争以降、国際社会と協力して、一貫して復興と経済的発展を支援してきました。

2019年には外交関係樹立80周年を迎え、2021年8月には茂木外務大臣が

15年ぶりにイラクを訪問するなど、二国間関係は発展し続けています。一方で、石油・エネルギー分野にとどまらず、幅広い分野での協力を発展していく必要があると考えております。

現在、イラクは残念ながら政情が安定していないところがありますので、今、内閣がまだできていない状況がありますけれども、過去、ずっとイラク政府とは良好な関係を構築しておりましたので、こういった取組は引き続き続けていきたいと思っております。

国際場裏における協力ですが、国際選挙についてはなかなか、その動向についてつまびらかに申し上げることはできませんけれども、2つだけ例を挙げさせていただきますと、日本主導の国連核兵器廃絶決議案にイラクは一貫して賛成票を投じています。また、我が国が唱えている「自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）」についてもイラクからの理解等が得られております。

イラクの政府要人とどまらず、一般国民の間でも我が国に対する評価は高いものがありますので、こういった取組は引き続き事業化していきたいと考えております。

- 説明者 続きまして、松本委員からの御質問で、案件概要書の2.（2）の部分で、1段落目と2段落目の関係性について御質問をいただいております。

こちらにつきまして、1段落目においては、イラクは1980年代までは都市部で水道普及率が95%に達していた高い状況を示しておりますけれども、その後の度重なる戦争や治安の悪化による水道施設の破壊や老朽化などによって、水質の悪化や水道普及率の低下、また、一般家庭での給水時間の制限等、イラク全土における上水道セクターにおける現状を述べております。

2段落目におきましては、その中においてもというところで本事業の対象地としてのムサンナ県サマーワ市を選定した背景について述べさせていただいております。このムサンナ県の中で上水道普及率がイラク国内で最低の66.7%であること、また、イラク国内の県都で唯一浄水場を市内に有していない点を説明させていただき、サマーワ市における浄水提供の安定化に対するニーズについて述べさせていただいております。

続きまして、宮本委員からいただいております質問ですが、人口に関しまして受益者の関係、上水道普及率との関係につきまして御質問をいただいております。

こちらにつきましては、推定値とはなりますけれども、2021年時点でのサマーワ市の全人口は約35万人、上水道普及率は約70%と推定しております。

同じく、宮本委員からの第2問目の質問としまして、浄水場新設による受益者数が2021年ベースに比べて本事業では約2倍となっていることと、人口がこの2倍のペースで伸びるのか。また、上水道以外のセクターの計画について、イラク政府との協議はどうなっているのかという御質問をいただいております。

こちらに関しましては、サマーワ市の人口につきまして、JICAが2016年に

基礎情報収集・確認調査を行っております。こちらにおいて確認された人口増加率におきまして、都市部では3.2%、農村部では2.9%を基に推定値を試算したところ、2021年時点では約35万人の人口となっております。また、2032年時点では約49万人と推定しております。このため、2021年から2032年の間におよそ1.4倍となる想定です。なお、水道普及率が70%から100%に上昇するため、受益者数としましては約2倍となります。

また、イラク全体の人口増加に関しましても、世銀の世界開発指標(WDI)のデータから申し上げますと、2014年から2020年までの人口増加率の平均値は約2.6%となっており、イラク全土の人口は2010年の時点では約2,970万人でしたが、2019年では約3,930万人と約30%増加しております。

加えて、後段の御質問に関しましては、生活基盤インフラの整備の方向性などにつきましてはイラク国家開発計画やイラクの政策改革ペーパーに関する議論などを通して議論しております。また、下水道・電力・通信等を含む様々な分野での今後の計画・方向性についてもイラク政府とは協議しております。また、今後の協力の可能性についても、そうした分野においても可能性を模索していくという考えを持っております。

続きまして、宮本委員からいただいております3番目の質問、サマーワ市での治安状況、外務省の海外渡航安全情報では「危険レベル3」となっているけれども、この事業・調査を行うための具体的な治安対策はどのようなものか。こちらにつきましては弓削座長からも同様の質問をいただいております。

こちらにつきましては、まず、JICA現地事務所が駐イラク日本大使館やイラク関係当局等から安全情報を我々が能動的に収集して、入手した情報を調査受注者に対して迅速に共有するとともに、邦人が現地に渡航する際には、渡航前にJICAによる安全対策ブリーフを実施した上で、現地では武装警護をつけ、防弾車での移動とする予定になっております。

また、現地での活動に関しては、現地活動者の緊急連絡先及び行動計画を把握した上で、緊急時に即時に対応する体制を取る予定になっております。

加えて、現地での邦人の対応が困難となる可能性に備えまして、ローカルコンサルタントを活用し、効率的かつ治安状況に十分配慮した調査の実施を検討しております。

また、本事業実施中に業務対象地で安全性に懸念が生じた場合には、安全配慮を最優先に置いて、業務の一時中断等の判断を迅速に行う予定としております。

これらの安全対策に係る費用につきましては、協力準備調査においては、この調査費用を含めております。また、本体事業で進める際にも様々な安全対策が必要となりますけれども、この調査を踏まえて、こうした実施費用を含んでいく予定としております。

弓削座長からいただいている2問目の質問に関しまして、本案件開始年と完成年はいつになるかという御質問をいただいております。

現時点では、協力準備調査を経て、2023年12月頃にL/A調印を想定しております。その後、コンサルタント、コントラクターの調達を経て、2030年末に施設の完工を想定しております。

竹原委員からいただいております、運営維持管理についての現在の主体となる組織の現時点での力量についての評価に関する御質問です。

こちらの事業完了後の運営・維持管理に関しましては、イラクの地方自治・公共事業省の地方部局に当たりますムサンナ上水道局により行われる予定です。このムサンナ上水道局においてはルメイサ市において既に3つの浄水場施設を運営しております、この能力は計16万1,000m<sup>3</sup>/日の規模となっております。こうした観点から、既に一定の能力を有していると判断しておりますが、協力準備調査を通じてさらなる維持管理能力の確認を行うことを想定しております。

また、今回の事業ではRO施設（淡水化施設）を含めておりますので、この運営・維持管理につきましても、今回、このムサンナ上水道局は初めてとなりますので、完工後2年間の保証期間の間に、コントラクターから上水道局に対して技術移転を重点的に実施する想定をしております。

以上になります。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この件については治安レベルが危険レベル3ということなので、調査の際には、今、御説明いただいた幾つもの安全管理、安全対策措置を徹底した上で行動することが重要だと思いますので、この点、どうぞよろしくをお願いいたします。

ありがとうございました。

#### (4) ジブチ「経済社会開発計画」（無償）

○ 弓削座長 それでは、次の案件はジブチ「経済社会開発計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 それでは、引き続き、ジブチ「経済社会開発計画」について御説明いたします。

ジブチの地政学的な位置づけですけれども、アジアと欧州を結ぶ海上交通の要衝に位置しておりまして「自由で開かれたインド太平洋」を実現する上での要の位置にあ

ると考えております。また、不安定なアフリカの角地域におきまして、ジブチは相対的に国内情勢が安定しております。ソマリア沖海賊対処行動を行う我が国自衛隊をはじめ、各国軍の拠点となっております。本計画を通じて、ジブチの自然災害への対処能力強化によって、ジブチとの二国間関係、それから、ジブチの安定に貢献することは外交上の意義があると考えております。

それでは、委員の皆様からいただいた御質問に順次お答えいたします。時間の関係で、できるだけ簡潔にお答えしたいと思います。

まず、道傳委員から、本案件について、災害対応以外の活動に従事する可能性について御質問をいただきました。

私たち、災害対応以外の活動に従事する可能性は想定しておりません。その理由は後ほど御説明いたします。

それから、西田委員から、機材について、自衛隊が用いる機材と同じものか。また、自衛隊が能力構築支援を行うのかという御質問をいただいております。

供与予定の機材は、自衛隊が使用する機材と同じ規格のものを考えております。

また、能力構築支援につきましては今までも行ってまいりましたけれども、防衛省・自衛隊は今回供与されている機材を活用した能力構築支援を実施することを見込んでおります。

続きまして、西田委員の2つ目の質問になりますが、フィリピンの事例のように特別仕様の装備を提供する場合と民生品を提供する場合の切り分けはどうかという御質問です。

望ましい供与機材の種類については、案件ごとの状況であるとか個別具体的なニーズを踏まえて検討するものですので、一概に申し上げることはできませんけれども、本件は災害対応ということですので、民間でも広く使用されている土木工事用重機が適していると考えておりますので、特別仕様ということではなくて民生品を使うことを考えております。

続きまして、松本委員からモニタリングの中身についてと、それから、目的外使用を担保するレターの拘束力について御質問をいただいております。同じような趣旨は宮本委員からもいただいております。

供与機材の使用を非軍事目的に限ることにつきましては、国際約束である交換公文で法的に担保することになります。

それに加えて、ジブチ国軍が発する書簡（誓約書）におきまして、ジブチ国軍トップから我が方大使に対して、自然災害発生時の非軍事目的のみに使用することに加えて、我が方大使館員が供与機材のモニタリングを実施する承認を与える形になっております。

我が国は、モニタリングにつきましてはジブチ国軍から受け身で報告を受けるだけではなくて、直接、大使館員が直接ジブチ国軍を訪問した際に、供与機材の適切な使

用・管理状況等を確認することにしております。また、それに追加的に自衛隊が能力構築支援をする際も我が方大使館員であるとか自衛隊が同じような趣旨で確認しようと考えております。

続きまして、宮本委員から、供与機材の中身に対する、それから、ジブチ全体での災害対応機材の規模、その中での位置づけという質問をいただいております。

今回供与する機材ですけれども、油圧ショベル2機、グレーダ2機、中型ドーザ2機を予定しております。

現在、ジブチ国軍災害対応ユニットが使用している機材は油圧ショベル2機、グレーダ2機、中型ドーザ2機です。形式的には同じこととなりますが、今、ジブチ国軍災害対応ユニットが持っている機材につきましては、これから供与しようとしている機材に比べて小型で、老朽化しているということがあります。他方で、ジブチ国内での災害対応の実動部隊がジブチ国軍災害対応ユニットのみになりますので、他の機関がこういった機材を持っていることはありません。

続きまして、宮本委員の2つ目の質問ですけれども、機材以外の組織体制であるとか、人材育成、機材の補修・整備体制について御質問をいただいております。

今、申し上げましたように、ジブチにおいて災害対応に特化した常設組織はジブチ国軍災害対応ユニットのみとなります。同ユニットの長の下には4つの部門がありまして、今回供与に関係するのは重機部門及び維持管理を担当する維持管理・メンテナンス部門になります。ほかには消火部門と水部門があります。

機材の維持管理・メンテナンスですが、既に先ほど申し上げたように、グレーダであるとか油圧ショベル等を所有しておりますので、ふだんから維持管理に対応しておりますので、現時点で一定の補修・整備能力を持っていると考えております。

また、今回供与する機材は民生品になりますので、取扱いも比較的容易ですので、現状の災害対応ユニットにおける補修・整備は可能であると考えております。

それに加えて、防衛省・自衛隊で災害対処能力強化支援を行ってきておりますけれども、重機部門及び維持管理・メンテナンス部門の教官を含む要員の養成をしておりますので、既にその成果によりまして教員が他の部隊の隊員に技術指導を行うといったことは行われております。こういった形で今後も適切な維持管理体制の確保・強化を図っていくことを考えております。

続きまして、弓削座長から、ジブチ政府の災害対策体制全体についての御質問がありました。他に内務省であるとか社会問題・国民連帯省というものがあるのか。それらの組織とジブチ国軍を含む役割分担。それから、今回の供与先としてジブチ国軍災害対応ユニットが選ばれた理由、あと、災害時以外は使用されず保管される可能性があるのではないかという御質問をいただいております。

ジブチの災害対応ですが、内務省内に設置されている災害リスク特別事務局が情報収集や関係組織間の調整などを担当しております。また、社会問題・国民連帯省は人



道支援や社会的支援、特にジブチ国外からの緊急支援が実施される場合の調整を行っております。一方、先ほど来、説明しておりますように、ジブチ国軍災害対応ユニットは内務省の災害リスク特別事務局と連携しつつ、災害対応の実動部隊として被災地に出動し、道路の復旧・整備・確保、不明者捜索・人命救助、災害後の復旧等を行っております。

このように、ジブチ国軍災害対応ユニットは災害対応時の唯一の実動部隊でありますので、ジブチ政府から災害対応能力強化のために、同ユニットへの機材の供与の依頼がありました。

稼働状況になりますけれども、私たちは供与機材の稼働は月に15日程度と考えております。それは災害対応だけではなくて、過去に起こった災害の補修作業であるとか、ふだんから能力強化の作業とかがありますので、月に15日ぐらいは稼働ということを考えております。そのほかに、日常的な点検・整備という期間も必要になってきますので、今回、ジブチ国軍災害対応ユニットに供与することで問題ないと考えております。

弓削座長からの3問目の質問として、今回の供与によって自然災害への対応能力をどの程度向上できるかという御質問をいただいております。

今回供与する機材は、今までジブチ国軍が保有している老朽化した小型の機材に比べて大型で高性能なものになりますので、私たちの見積りではその能力が倍増して、今までの整備に比べて半分の日数で道路の整備であるとか復旧ができるようになるのではないかと考えております。

竹原委員からは、T I C A D 8において、自然災害への対応等を含めて日本政府として、どのように対応するのかという御質問をいただいております。

御案内のように、アフリカでは近年、気候変動の影響もあって、サイクロンであるとか、海面上昇、高潮による洪水や干ばつ等が頻発に起こっております。最近では南部でもそういった洪水とかが起こっております。

既にT I C A D 7においても「災害に強い社会づくり」に取り組むことを表明しておりますが、アフリカでの災害対応への支援を推進してきておりますが、T I C A D 8でもアフリカ各国の最近のニーズを踏まえて、災害大国である日本の経験を踏まえた支援ができるように検討していきたいと考えております。

田辺委員からは、具体的な指標が設定されていないけれども、今後設定される予定があるかということです。

今後、モニタリング等を通じて、災害復旧に要した期間であるとか稼働実績等を確認して、それが過去の災害対応であるとか復旧時の対応の作業等での効果を可能な限り定量的な形で確認したいと考えております。

いただいた質問に対する回答として、簡単ですが、以上、お答えさせていただきました。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

宮本委員、どうぞ。

○ 宮本委員 すみません。御説明ありがとうございます。

1点質問ですが、このジブチ国軍災害対応ユニットが基本、災害対応に専念するというジブチ国内での法整備はなされているのでしょうか。

○ 弓削座長 では、時間の関係で、まとめてよろしいですか。今、手が挙がっていたのが、西田委員が先だったと思うので、その後、道傳委員で、続けてお願いします。

○ 西田委員 御説明ありがとうございます。

私からは、確認が1点と、コメントが2点です。

確認ですが、今回供与する機材は自衛隊が使っている機材と同様の規格であるけれども、民生品であると思います。そのとおりで間違いないでしょうかということです。

コメントの1点目ですが、自衛隊が能力構築支援を行うことが想定されているのであれば、それは恐らく案件概要書に記述されていたほうが間違いのないのかなと思います。御検討ください。

2点目です。今回の供与によって、ODAと自衛隊の能力構築支援の協力案件は2件目になると思うのです。今後、恐らく今、政府で改訂を検討している国家安全保障戦略並びにそれに付随する各戦略文書の改訂の中で、恐らく安全保障方面でODAを大幅に拡大する、あるいは戦略的により活用していくような方向性の議論が出てくる可能性があると思うところ、果たしてこういったやり方を続けていくのがいいのかどうかというのが気になっております。

というのは、この民生の領域においてODAを通じて支援するのは真っ当であると私は認識しておりまして、これも大使館のプロジェクトだと思うのですがけれども、ジブチと日本の関係上で考えると、これはミリタリーとミリタリーの間関係をきちんと維持していきたい、政治的関係を向上していきたいという意図も恐らくある中でこういったハイブリッドの形式を取られているのだと思います。というのは、これは防衛省・自衛隊に新造の装備品の供与をする枠組みがないからでありまして、そのためにODAを活用するようなことになってくると本末転倒な話になってくるということでもありますので、私の立場としては、これは重要なものだと思うのですが、あまりサステナブルではないので、いずれ防衛省・自衛隊で供与する装備品の枠組みなども考えたほうがいいのではないかと思います。

もちろん、これは外務省に対する提言ではありませんので、あくまで私のコメントであります。すみません。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

では、道傳委員、お願いします。

○ 道傳委員 すみません。先ほどの私の御質問に対して、そういった災害対応以外の活動に従事する可能性については、それはできませんということで、その原因については後ほど御説明いたしたいということで、伺うことができればと思いました。

というのは、計画概要のところに災害対応以外の活動に従事する可能性も排除できない。そのため、そのような場合であってもという続きのところがあって、モニタリング体制についても触れていらっしゃるわけですが、そのあたりについてのことをより詳細に伺いたいと思つての趣旨の質問でございました。

○ 弓削座長 質問に答えていただく順番なのですが、時間も17時を過ぎていまして、退席されなくてはならない方もいらっしゃるので、最初に宮本委員の質問に答えていただいて、その後に道傳委員の質問にお答えいただくということで、その後、西田委員ということでよろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願いします。

○ 説明者 ありがとうございます。

宮本委員の質問で、災害対応ユニットの法律上の位置づけですけれども、すみません。今、手元に法律上の位置づけまでは承知しておりませんで、ジブチ国軍のオーガニグラムの中では災害対応ユニットというものがあって、先ほど申し上げた4つの部門があって、水であるとか、消火部門、重機部門、維持管理・メンテナンス部門という4つの部門があって、ジブチ国軍の様々な部門の中の一つとして、そういった災害対応に特化した組織としてあるという、そのオーガニグラムはあるのですが、それが法律にきちんと位置づけられたものかどうかというのは正確なところは承知しておりませんので、別途回答いたします。

○ 宮本委員 では、御確認をお願いいたします。

ありがとうございます。

○ 説明者 道傳委員からいただきました、すみません。説明が舌足らずで恐縮ですが、まさに道傳委員がおっしゃっていただいたように、今回、災害対応ユニットに供与することにしますが、交換公文、それから、先方の誓約書を通じまして、あくま

でこれは災害発生時の活動に特化した形で供与しますということを先方と確認して、それを国際約束という形で確認しますし、また、モニタリングをきちんとします。大使館が時々、そこを訪れて、きちんと供与した目的で使用されているか、管理体制が大丈夫かということを確認しますので、災害対応以外の活動に従事する可能性は想定していませんというお答えをさせていただきました。

あと、西田委員から、これは民生の品物かということですがけれども、そのとおりでございます。コメントは承りました。なかなか答えづらいところがありますが、私たちは災害対応として、ジブチは非常に近年、洪水であるとか災害が頻発しておりますので、こういった形で実動部隊を持っている、災害対応に特化した機関に効果的に支援することで災害対応能力を強化しているのではないかと考えております。

- 弓削座長 ありがとうございます。ほかはよろしいですか。

この事業は実施機関がジブチ国軍災害対応ユニットだということを踏まえて、いろいろ御説明もありましたが、やはり供与される機材が災害対応のみに使用されるという確認を得ることが重要だと思います。御説明いただいたとおり、交換公文での確認に加えて、日本政府の積極的なモニタリングも必要となりますので、これらの点をどうぞよろしくお願いいたします。

この案件についてはこれで終了します。

### 3 事務局からの連絡

- 弓削座長 それでは、事務局から連絡事項につき発言をお願いいたします。

- 山崎課長 次回の会議は6月28日火曜日に開催予定です。次回もどうぞよろしくお願いいたします。

- 弓削座長 よろしいですか。

時間を過ぎてしまって申し訳ありませんけれども、とても活発な議論が行われたという点では時間を超過してでも非常に内容は濃いものだったと思いますので、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもって第62回「開発協力適正会議」を終了いたします。皆様、どうもありがとうございました。

## 別添 委員コメント一覧

### 1. インドネシア「海上保安能力強化計画」（無償資金協力）

#### <弓削座長>

（１）60m 以上の中型の巡視船を供与することで、海上保安機構（BAKAMLA）の海上法執行能力の強化を図るとのことだが、1 隻のみの供与で、どの程度の能力強化が達成されるのかを、より具体的に教えていただきたい。

（２）BAKAMLA は「将来的には関連の海上保安機関の監督調整能力を担う」とのことだが：

- ① 2014 年に発足した比較的新しい組織である BAKAMLA は、以前から存在する複数の関連機関を監督調整するための能力をどの程度備えているのか。
- ② 「今後、日本の技術協力により関係機関の調整機能の強化を図ることとする」とあるが、インドネシア政府内の複数の組織を効果的に調整する機能強化に寄与する技術協力とはどのような内容なのでしょうか。また、「調整される」側である複数の組織の立場と関係についても教えて下さい。

#### <竹原委員>

（１）島嶼国である、インドネシアの海上保安機構（BAKAMLA）に巡視船を供与することで、同国の海上安全の向上に寄与することを目的とする本計画は、わが国のエネルギー輸送をはじめとする安全保障上も意義深いと思います。

ご指摘のように、インドネシア政府の他機関との連携をしっかりと円滑に実施することが、重要と考えます。

その観点で、BAKAMLA は比較的新しい組織とのことでありますので、歴史のより長い関係組織と連携・協調していくにあたっての、具体的な計画や課題などがあれば、お教えください。

（２）また、案件概要書に記述がありますように、本案件は自由で開かれたインド太平洋（F O I P）の実現にも資する意義のあるものと思います。

F I O P の関係国との協力、連携において、本案件がどのような役割を果たし得るのか、将来の具体的な協力や連携の計画がおありであれば、お聞かせください。

また、インドネシア政府の FOIP に対する考え方について、お教えください。

#### <田辺委員>

（１）期待される効果で海上活動日数の増加が挙げられているが、具体的な目標日数を教えて頂きたい。

(2) フィリピン「フィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点整備計画」(有償資金協力)の案件概要書では、軍事的用途及び国際紛争助長につながるような支援内容ではない旨の根拠が示されているが、本案件では特に記載がない。海上保安組織向け支援の概要書の書式としては、フィリピン案件に揃えたほうが良いのではないか。

#### <道傳委員>

(1) 違法操業、不審船、密航、密輸など水域で想定される安全保障上の脅威について、具体的な事例をご共有頂けますでしょうか。そうした案件において今回の協力がどう役立てられるのかも合わせてご教示頂きたい。

(2) 水域は、その広さ、地政学的に重要な立地から、直面する問題への対応は、これまでも喫緊の課題と認識されてきたと考えますが、インドネシアとして海上保安機構の発足が2014年と、比較的最近であるのは、なぜか。

(3) 組織はインドネシアの国軍の一部ではなく、専門の海事安全保障の”調整機関“を目指すとされていることから、インドネシア国内での組織の認知、政権内での意思の統一における課題も指摘されてきた。今回の支援は組織の体制強化にも資すると思いますが、いかがでしょうか。

#### <西田委員>

(1) 対象となるバタム島周辺海域には、中国が権益を主張する南シナ海のナトゥナ諸島周辺海域も含まれるものと理解します。本案件や今後協力を検討するとしている米国による海上保安機構(BAKAMLA)に対する訓練センター支援は、当該海域におけるインドネシアの領海警備能力をどの程度向上させるものになることが想定されるのでしょうか。

(2) 現在 BAKAMLA が保有している巡視船において 60m 級の中型船が圧倒的に不足している点につき、本案件では 1 隻を対象としています。より実効性を確保するために複数隻にしたほうが良いのではないかと思います。1 隻のみなのは何故でしょうか。仮に同国が 1 隻のみ希望したとしても、「広域性」「外交的観点」に基づき、より弾力的な支援を提案して同海域におけるインドネシア国の海上治安能力を強化するべきではないでしょうか。

#### <松本委員>

(1) 海上保安機構は、軍の一部ではないものの、機構のトップ人事には海軍の意向が反映され、海軍と共同で職務執行することもあるとの情報もある。海軍との関係についてご教示頂きたい。仮に軍との関係が密接な場合、開発協力大綱と照らし合わせて問題がないか、ご説明頂きたい。

(2) 購入するのが巡視船 1 隻で、その理由については案件概要書に書かれているので理解はしたが、広大な排他的経済水域(EZZ)内の監視強化という点では、この性能の巡視船

1隻よりは同じ予算で複数の巡視船を複数購入した方が効果的なのではないか。この点について、ご見解を伺いたい。

#### <宮本委員>

(1) 本件はインドネシアの海上保安能力、海上法務執行能力の強化が目的だが、供与する巡視船が、何らかの不測の事態に巻き込まれ、結果的に軍事的用途及び国際紛争助長に我が国が関与したことにつながる懸念は一切ないとの整理でよいのか。最悪の事態を回避していくための方策を取っているのか。

(2) BAKAMLAが保有する巡視船は10隻と脆弱な体制との説明だが、EEZ世界3位の広大な海域における法執行を全うする最低限の巡視船のフリート規模は何隻程度と考えているのか。また、今回、日本から1隻供与後に、将来の更なる具体的なフリート強化計画についてインドネシアは策定済なのか。既存の10隻、今回の日本の1隻、将来購入(?)予定の巡視船のメーカー・仕様が異なることによる運航面、整備、修理等の体制についてもインドネシアとは協議済なのか。

(3) インドネシアは所得水準が相対的に高いものの、今回は無償資金協力とする理由について、広域性及び外交的観点とあるが、もう少し追加説明をいただきたい。

(4) 期待される効果に、海上保安機構(BAKAMLA)の年間海上活動日数(重点海域への年間配備日数)が現状の約400日から増加と記載されているが、400日の算出根拠を説明いただきたい。

## 2. フィリピン「フィリピン沿岸警備隊スービック湾地域拠点整備計画」(有償資金協力)

#### <竹原委員>

(1) 島嶼国であるフィリピンにおいて、天然の良港たるスービック湾に沿岸警備隊の拠点を整備することは、時宜にかなう重要な案件であると思います。

自由で開かれたインド太平洋(FOIP)に関連し、FOIPの関係国との協力、連携において、本案件についてもどのような役割を果たし得るのか、将来の具体的な協力や連携の計画があれば、お聞かせください。また、フィリピン政府のFOIPに対する考え方について、お教えください。

(2) 案件概要書には、これまでわが国の円借款で供与された各種船舶10隻程度のいくつかの母港として利用することも検討するとあります。

その場合、異動が想定される沿岸警備隊の職員数は、250名を超える可能性も出てくるのではと思います。

人員の増加が見込まれた場合の施設計画への影響なども調査されるのでしょうか。お聞かせください。

#### <田辺委員>

期待される開発効果で具体的な指標が設定されていないが、今後設定される予定か。

#### <道傳委員>

(1) 計画の環境社会配慮カテゴリーの分類がBである背景をご教示ください。

(2) インドネシアの案件同様、海上における治安や安全の向上に対する日本の支援については、ASEAN 域内からの関心も高い。ASEAN への支援・協力の文脈で、日本として期待される協力・支援は何か、ご教示ください。

#### <西田委員>

(1) 本案件は日本とフィリピンの二国間関係の発展ならびに南シナ海における海上安全と治安維持の強化という点において重要であると認識します。今回対象とするのはルソン島スービック港とのことで同島西側を主な活動海域とする沿岸警備隊のユニットと承知しますが、フィリピン沿岸警備隊 (PCG) の活動が制約されている拠点は他にもあるのでしょうか。それらに対する支援も今後検討されているのでしょうか。

(2) これまでの同国沿岸警備隊に対する日本の支援により、海難救助、海上犯罪対策など治安の確保、領海警備において、どのような成果があったのか、ご教示ください。

#### <松本委員>

(1) 現状で商業船停泊時にはフィリピン沿岸警備隊 (PCG) 船が立ち退かざるをえないと書かれているが、その場合はどこに停泊しているのか。それによる支障とは具体的にどのようなことなのかご説明頂きたい。

(2) 71 隻のうち 10 隻程度の母港を本プロジェクトで建設するとのことだが、残りは引き続き専用岸壁のないマニラ港を母港とするということか。それによって、PCG 船が立ち退くことはなくなると理解してよいか。

(3) 60 隻と 10 隻がやや離れた母港を持つことによる弊害はないのか。役割で 2 か所に分けるのか、それとも同じ役割のものが 2 か所できることになるのか。効率的・効果的な運用ができるのかご見解を伺いたい。

#### <宮本委員>

(1) インドネシア「海上保安能力強化計画」(無償資金協力)の質問(1)と同一質問。フィリピン沿岸警備隊 (PCG) が運輸省傘下で同国国内唯一の海上保安組織と了解するも、今回の船艇運用・係留施設整備により補強された施設に、軍関連の船艇・航空機等が係留・着陸・格納等がなされる可能性はなく、同国の法令・規制等で担保されていると了解してよいか。



(2) 通信設備の必要性に関しては協力準備調査で確認するとあるが、これは日本の機微技術等、既に閣議決定されている経済安全保障上の観点からも精査していくとのことでのよいのか。

(3) 過去の教訓として、PCGの海上保安通信システムの予算・スペアパーツの確保が十分でなく、維持管理に問題があったとのことだが、これは解決されたと了解してよいのか。どのように課題解決されたのか、課題の真因分析、再発防止策について、どのように同国と整理したのかご教授いただきたい。

#### <弓削座長>

移転先としてスービック湾地域が検討されているとのことですが、他の候補地も検討されたのでしょうか。そうであれば、他の候補地についても教えて下さい。その中でもスービック湾地域が最適である理由を教えてください。

### 3. イラク「サマーワ上水道整備計画」(有償資金協力)

#### <田辺委員>

(1) 「ルメイサ市からサマーワ市に送水される過程で漏水や違法接続等により約24%の水が損失」とあるが、本事業でこの問題にも対応する予定か。

(2) 淡水化施設での燃料消費量はどの程度か。また、本事業がカテゴリBである根拠を教えてください。

#### <道傳委員>

安全な水の確保、供給は、SDGsの目標にも挙げられ、人間の安全保障にも資する協力と考える。日本は上水道整備協力について他国でも行ってきた実績があるが、日本ならではの、どのような知見が活用されることが期待されるのか、ご教示ください。

#### <西田委員>

(1) イラクは原油埋蔵量が豊富であることで知られていますが、日本の原油輸入先としては1.1%(経産省、2019年度)と必ずしも多くはありません。日本は同国に対してこれまで多大な支援を提供してきているものと承知しますが、日本の原油調達先の多様化が進まない理由は何故なのでしょう。また、今後、日本の石油の輸入先としての可能性はどのように評価しているのでしょうか。

(2) 日本はイラクに対して、サマーワでの給水・医療・設備補修など自衛隊による復興支援活動のほか、総額50億ドルにのぼる政府開発援助など、多くの支援を提供してきました。それらを踏まえ、現在の日本とイラクの政治的関係について、同国による国際場裏での日本の立場の支援など含め、ご教示ください。

### <松本委員>

(1) 案件概要書「2. (2)」の一段落目では水道普及率は高いが、老朽化と機能低下で25%が1日の給水時間が2時間未満という問題を取り上げているが、次の段落ではそもそも水道普及率が低いという問題が指摘されている。一段落目の問題はどのように本事業のニーズと繋がっているのかご説明頂きたい。

(2) ルメイサ市からサマーワ市に送水される過程での漏水や違法接続等が問題だと書かれているが、それを解消するのではなくサマーワ市内に浄水場を建設する方を選択するのはなぜか。その場合、ルメイサ市からサマーワ市への送水過程の漏水や違法接続はそのまま放置されるということか。両市間に住む人たちへの水供給はどのようになるのか。

### <宮本委員>

(1) 今回の浄水場新設により、サマーワ市の受益者数が2021年の人口ベースで、245千人となっているが、2021年のサマーワ市の全人口と上水道普及率を確認しておきたい。

(2) 浄水場新設による受益者数が「2032年人口増加分を加味」して491千人と2021年ベースの2倍になっている。今後10年の当該地域での人口は倍増するとの理解でよいのか。もし人口が2倍になるとのことであれば、1)人口が10年で2倍になる背景をイラク全体の人口推移も併せて説明いただきたい、2)上水道もさることながら、10年後の下水道・電力・通信等の市民の生活基盤インフラの整備計画はどうなっているのか、イラク政府と協議済なのか、確認したい。

(3) サマーワ市の治安は外務省では「危険レベル3」としているが、調査時もさることながら、本プロジェクト推進に際しての具体的な治安対策とそのための費用は既に予算の中に織込み済みと了解してよいか。

### <弓削座長>

(1) サマーワ市の治安は外務省安全ホームページにおいて、「危険レベル3であるため、調査時は安全対策に十分留意する」とあるが、治安を脅かす状況に対して、具体的にどのような安全対策が取られるのか教えていただきたい。

(2) 期待される開発効果の受益者数、給水時間、飲料水の水質改善について、11年後の2023年の数値が挙げられていますが、本案件開始年と完成年はいつになると想定されているのでしょうか。

(3) 環境社会配慮カテゴリ分類が「A」ではなく、「B」とされている理由を教えてください。

#### <竹原委員>

上水道は、人々の生活を支える重要なインフラの一つであり、浄水場の新設を含む本事業に対するイラクの皆様の期待も大きいと考えます。

海水（汽水）の淡水化、配水、その後の運営維持管理支援など総合的な計画であり、事業調査を経て、案件形成が進展すればと思います。

運営維持管理について、主体となる組織の現時点での力量をどう評価されているのか、大規模な水道システムにおいては経験値が必要とされると思いますので、お聞かせください（もちろん、将来において研修等を通じた支援を行われるとのことではありますが）。

#### 4. ジブチ「経済社会開発計画」（無償資金協力）

#### <道傳委員>

供与対象となる災害復旧関連機材が災害対応以外の活動に従事する可能性については、どのような状況が想定されるのでしょうか。

#### <西田委員>

（１）昨年、日本は自衛隊の使用する人命救助システムを、ODA を通じてフィリピン軍に対して供与し、陸上自衛隊がその能力構築支援を行いました。本案件では、ジブチ軍の災害対応ユニットに対して災害復旧作業に用いる機材（油圧ショベル、グレーダ、中型ドーザ等）を供与するとのことですが、これらも自衛隊が用いる機材と同じものなのでしょうか。また、過去にはジブチ軍に対して自衛隊が油圧ショベルやドーザなどの機会操作に関する教育支援を提供したこともあります。本案件においても自衛隊が能力構築支援を行うものを想定しているのでしょうか。

（２）関連して、他国の軍に対する機材供与について、今後、①フィリピンの事例のように自衛隊の使用する特別仕様の装備を提供する場合と、②純粋な民生品を調達して供与する場合が考えられると思います。これらの切り分けはどのように判断するのでしょうか。また、どちらが日本にとって望ましい装備品移転の在り方といえるのかご教示ください。

#### <松本委員>

案件概要書「3.（２）」で購入した機材が災害対応のみに使用されるよう、慎重な運用を考慮していることは評価できるが、供与後の機材のモニタリング体制の担保のみでは不十分ではないか。場合によっては日本政府／JICA が直接モニタリングできるようにする必要がある。そうでなければ、モニタリング報告に虚偽がないかのチェックができない。また、ここに書かれているレターはどの程度拘束力があるのか。守らなかった場合の制裁などはあるのか。

### <宮本委員>

(1) 計画内容に、「必要な機材（油圧ショベル、グレーダ、中型ドーザ等を想定）」とあるが、中身・供与台数はこれから調査する段階か。ジブチ国軍災害対応ユニットは災害発生時の人命救助及び災害復旧の「活動に必要な機材を所有し、適切に使用・管理しているものの」とあるが、同国全体の災害対応機材の規模、その中での今回の計画の立ち位置を確認したい。

(2) 同国の災害対応能力の向上に今回の機材供与が寄与するものと思われるが、機材以外の組織体制、人材育成、機材の補修・整備体制はどうなっているのか。

(3) 「紛争の多発するアフリカの角」に位置する中で、今回は同国軍から「供与機材の非軍事使用、供与後の機材のモニタリング体制の担保を確約する旨のレターを受領」とあるが、この国際的な法的拘束力、違反した場合のペナルティ等はどうなるのか。そもそも機材のモニタリング体制を通じて供与機材の軍事使用を回避可能とする（一定の抑制効果は認めるものの十分と言えるのか）理由をもう少し詳しく説明頂きたい。

### <弓削座長>

(1) ジブチ政府の災害対策体制について教えていただきたい。ジブチ政府（Ministry of Interior）とジブチ国連事務所が共同発表した資料や International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies の資料によると、Ministry of Interior, with support from the Executive Secretariat for Risk and Disaster Management (SEGRC) や Ministry of Social Affairs and Solidarity (MASS) は災害対策において中心的役割を担うとのことだが、

- ① それらの組織と本案件の実施機関であるジブチ国軍災害対応ユニットとの関係と役割分担について教えて下さい。
- ② 災害対応に係わる組織が複数ある中で、本案件の機材供与対象主体としてジブチ国軍災害対応ユニットが選ばれた理由を教えてください。
- ③ 「同国軍から、供与機材の非軍事使用、供与後の機材のモニタリング体制の担保を確約する旨のレターを受領済みである」とあるが、供与される機材は災害発生時のみに使用されるということなのか。そうすると災害時以外は使用されず保管されることになるのか。機材の有効利用のためには、災害対応に係わる他の機関に供与した方がいいということは考えられるのでしょうか。

(2) 本計画では機材供与として「油圧ショベル、グレーダー、中型ドーザー等」とあるが、各機材を何台供与する予定なのか。また現在ジブチ国軍災害対応ユニットにはどのような機材が何台あるのかも教えていただきたい。

(3) ジブチでは近年、気候変動に伴う災害の甚大化があり、災害対応能力の向上が急務となっている、と書かれているが、計画内容の機材供与を通じて自然災害への対応能力をどの程度向上できるのかについて教えていただければ幸いです。

**<竹原委員>**

各種の自然災害に苦しむジブチにおいて、本案件は大変重要であると思います。来る8月に、第8回アフリカ開発会議（TICAD8）がチュニジアで開催されます。それに向けて、こうした自然災害への対応に関する日アフリカ連携、協力について、日本政府としての方針やお考えについて、お教えてください。

**<田辺委員>**

期待される開発効果で具体的な指標が設定されていないが、今後設定される予定か。